

第9期 亶理町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】



令和6月3月
宮城県 亶理町

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 日常生活圏域の設定.....	3
5. 計画の策定体制.....	4
6. 第9期計画策定において配慮する事項.....	5
第2章 巨理町の状況.....	6
1. 巨理町の高齢者を取り巻く状況.....	6
2. 巨理町の介護保険の状況.....	8
第3章 アンケートからみる高齢者の現状と考察.....	10
第4章 第8期計画の振り返り.....	17
基本目標1 高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防.....	17
基本目標2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり.....	19
基本目標3 認知症施策の推進.....	22
基本目標4 地域共生社会づくりに向けた包括ケアシステムの強化.....	24
基本目標5 介護サービス内容の充実と質の向上.....	26
介護保険サービス等の利用状況.....	28
介護保険サービス等の給付費の状況.....	31
第5章 基本理念・施策の展開.....	34
1. 基本理念.....	34
2. 施策の体系.....	35
3. 施策の展開.....	36
基本目標1 高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防.....	36
基本目標2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり.....	40
基本目標3 認知症施策の推進.....	44
基本目標4 地域共生社会づくりに向けた包括ケアシステムの強化.....	47
基本目標5 介護サービスの充実と質の向上.....	51
第6章 介護保険事業の運営.....	53
1. 利用数の見込み.....	53
2. 給付費の見込み.....	55
3. 地域支援事業の見込み.....	57
4. 介護保険料.....	58
第7章 計画の推進.....	62
1. 計画の推進体制.....	62

2. 計画の進行管理.....	63
3. 計画の普及・啓発と推進体制の充実.....	63
資料編.....	64
1. 巨理町介護保険運営委員会条例.....	64
2. 巨理町介護保険運営委員会名簿.....	65
3. 計画策定における運営委員会の経過.....	66

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景と趣旨

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12（2000）年に創設された介護保険制度は、高齢者の介護になくてはならない共助の仕組みとして定着していますが、高齢者のみの世帯や様々な問題を複雑に抱える世帯が増加する一方で、現役世代の減少が見込まれる等、今後は令和7（2025）年に団塊の世代が75歳以上を迎えることになり、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上の人口も令和42（2060）年頃まで増加する見込みとなっています。

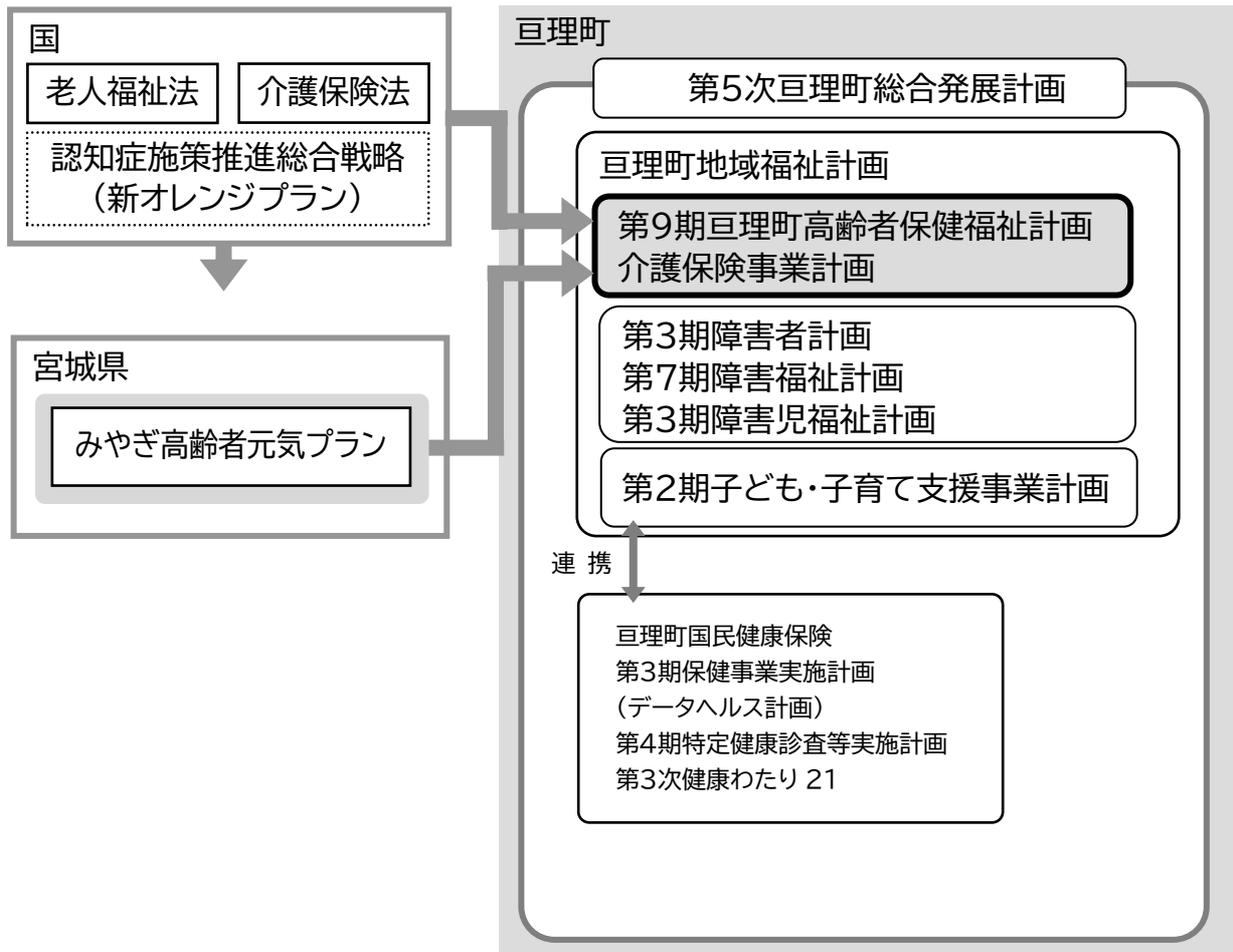
本町では、令和3（2021）年3月に「第8期巨理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生きがいを持って生活が送れるように地域みんなで支え合う社会づくり」の基本理念のもと、様々な施策を展開してきました。持続可能な制度を確保していくには、これまでの取り組みに加え地域共生型社会の実現に向けて地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ることや中長期的な人口の動態や介護ニーズの見込みを踏まえて介護サービス基盤を整備していくことが重要です。

そのため、国の新たな制度や社会情勢を反映しながら本町の高齢者保健福祉施策を総合的に推進するため「第9期巨理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律123号）第117条に規定する「介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、本町における高齢者の保健・福祉・介護施策の推進と、介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的とした行政計画です。また、「巨理町総合発展計画」をはじめとする上位計画や関連計画等とも整合性を図ります。

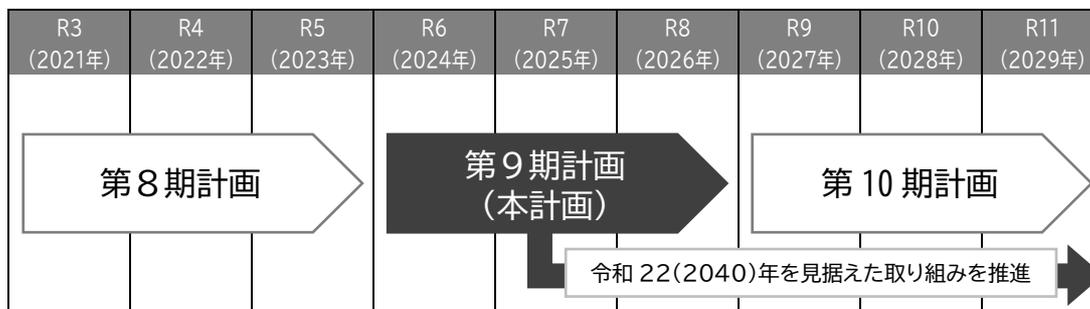
■「第9期巨理町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の位置づけ



3. 計画の期間

介護保険事業計画は、3年ごとに計画を見直す必要があり、計画期間は令和6(2024)年度～8(2026)年度の3年間とします。また、高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体的に見直しを行う必要があるため同様の計画期間とします。

■計画の期間



4. 日常生活圏域の設定

町民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付サービス等対象サービスを提供するための施設整備の状況を総合的に考慮して定める区域(=日常生活圏域)ごとに、地域密着型サービスのサービス量を見込むこととされています。

本町は、これまで人口や地理的条件等を勘案し町内全域を1圏域として施策を展開してきました。今後も人口規模の急激な変化等、地域状況の著しい変化は想定できないことから、本計画の期間も前期計画と同様、町内全域を1圏域として設定します。

5. 計画の策定体制

(1) アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたって、町内の 65 歳以上高齢者や要支援・要介護認定を受けている方、また、その家族の方々等の生活状況や介護する際の状況等について広く意見をうかがうため、日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の 2 種類のアンケート調査を実施しました。

これに加え、サービス提供事業者を対象としてアンケート調査を実施し、今後のサービス提供体制等についても意見をうかがいました。

(2) 運営委員会での審議

本計画は、長寿介護課及び健康推進課、地域包括支援センター等の庁内関係部署による協議・検討を踏まえ、「巨理町介護保険運営委員会」による審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案に対して、町民の意見を広く聴取し反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

6. 第9期計画策定において配慮する事項

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて施設・サービス種別の変更等、既存施設・事業所のあり方も含め検討し、介護基盤を計画的に確保
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的・効果的に提供する体制の確保
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるため、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスのさらなる普及

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

- ・認知症の方の家族やヤングケアラーを含む家族介護者に対する支援の取り組み
- ・地域包括支援センターの質の確保、体制整備
- ・重層的支援体制整備事業等による障害者福祉や児童福祉等、他分野との連携促進
- ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ・高齢者虐待防止の一層の推進

3 地域包括ケアシステムを支える生産性の向上の推進及び介護人材確保等

- ・介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取り組み
- ・ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取り組みの推進
- ・外国人介護人材定着に向けた支援

第2章 亶理町の状況

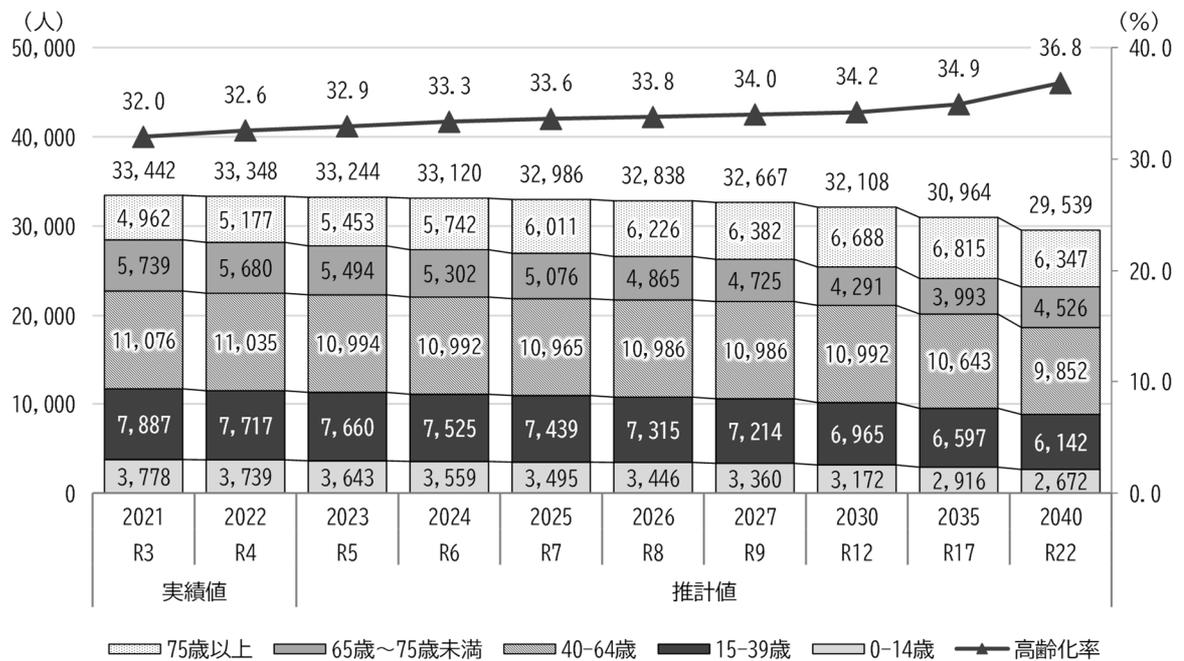
1. 亶理町の高齢者を取り巻く状況

(1) 総人口と高齢化率の推移

本町の総人口と高齢化率の推移をみると、総人口は緩やかに減少しており、令和7(2025)年には、33,000人を下回ることが見込まれています。

高齢者人口をみると、前期高齢者(65~74歳)は今後減少に転じる一方で、後期高齢者(75歳以上)は増加傾向にあり、高齢化率をみると令和9(2027)年には34.0%まで増加することが見込まれています。

■ 総人口・高齢化率の推移

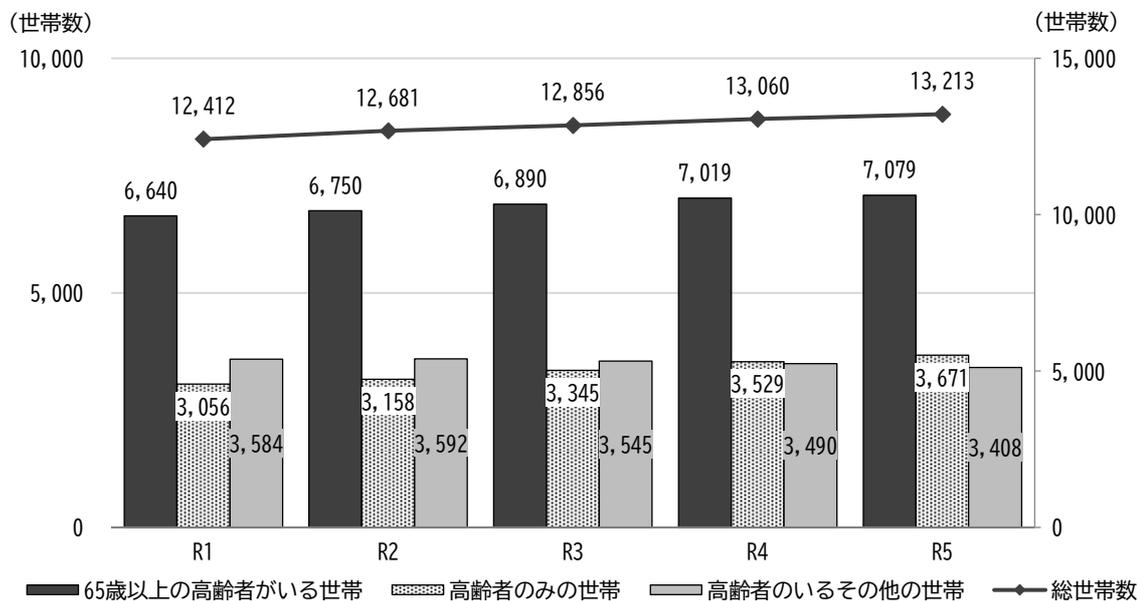


資料:平成30(2018)年~令和4(2022)年…住民基本台帳(各年9月末現在)
令和5(2023)年以降…住民基本台帳を基に推計

(2) 高齢者のみ世帯数の推移

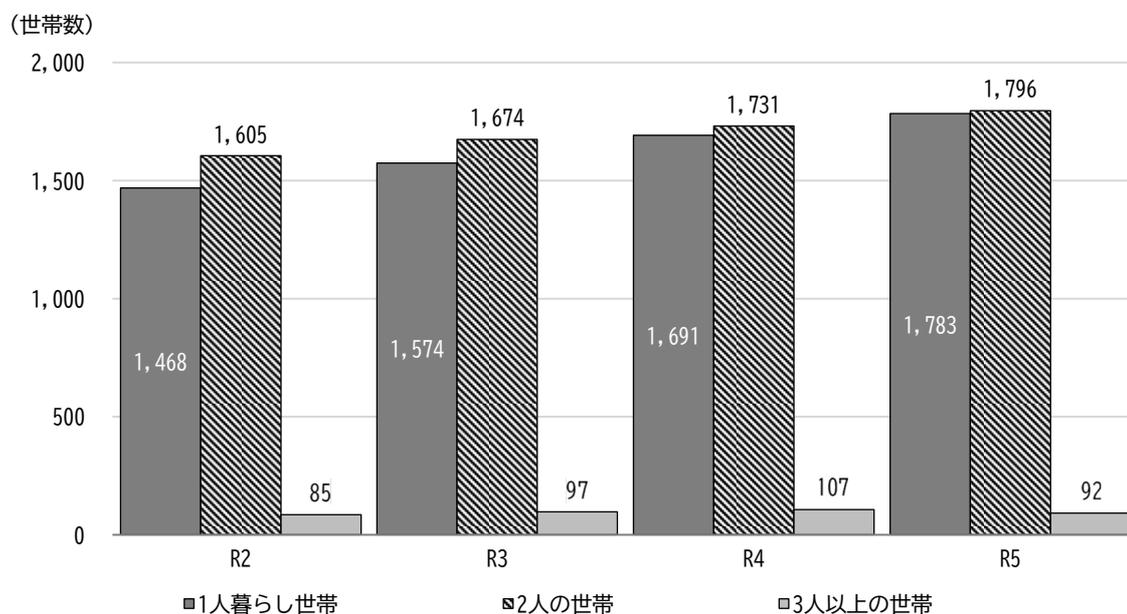
世帯数をみると、総世帯数は緩やかな増加傾向にあり、65歳以上の高齢者がいる世帯・高齢者のみの世帯も同様に増加しています。

■世帯の推移



資料:宮城県高齢者人口調査(各年3月31日)

■高齢者のみの世帯の内訳



資料:宮城県高齢者人口調査(各年3月31日)

2. 巨理町の介護保険の状況

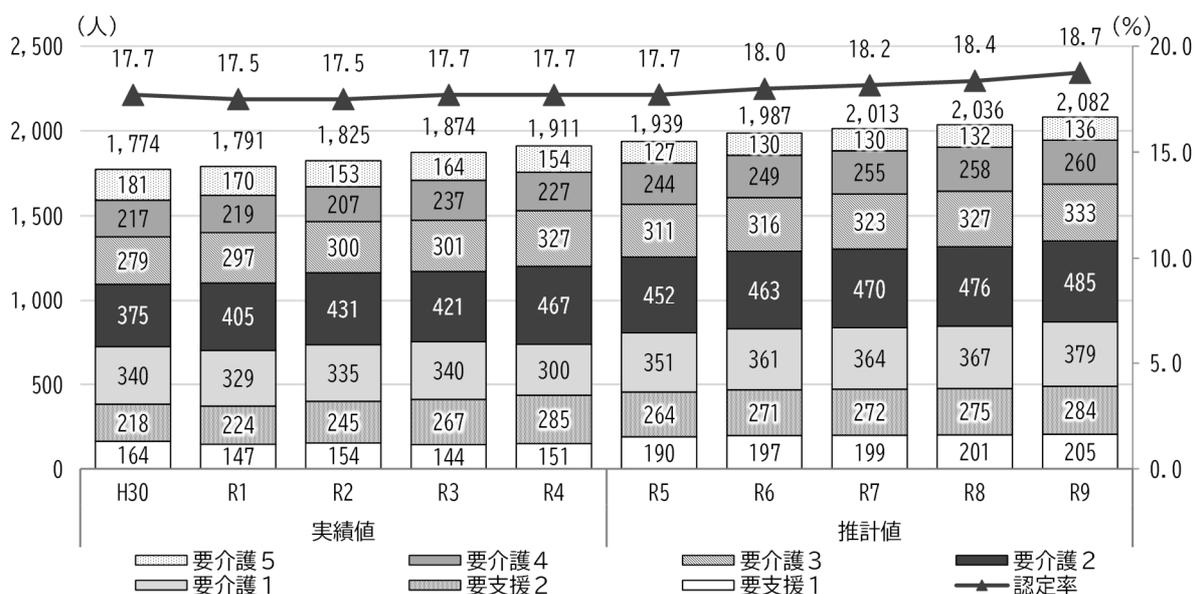
(1) 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

本町の要支援・要介護認定者数は、増加傾向にあります。

要支援・要介護認定率については、令和5(2023)年までは17.0%台で推移していますが、令和6(2024)年以降、18.0%台に増加することが予測されます。

また、年齢別にみると、65～74歳は概ね横ばいで推移していく一方で、75歳以上は増加することが見込まれます。

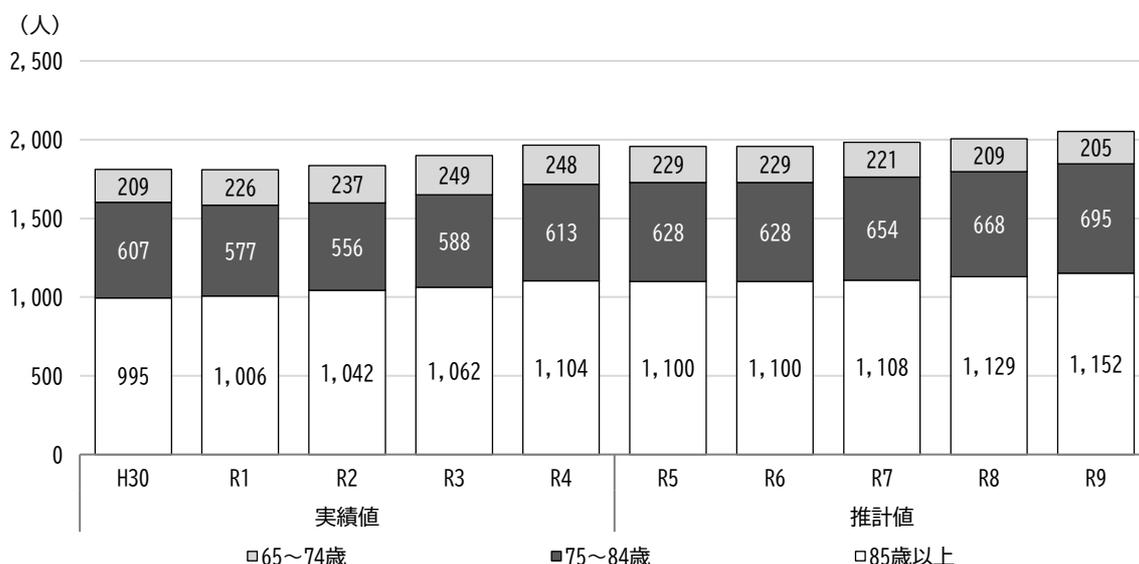
■要支援・要介護認定者数・認定率※1の推移



資料：見える化システム(介護保険事業状況報告)
令和5(2023)年以降…見える化システム(介護保険事業状況報告)を基に推計

※1 認定率・・・第一号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合

■年齢別要支援・要介護認定者数の推移



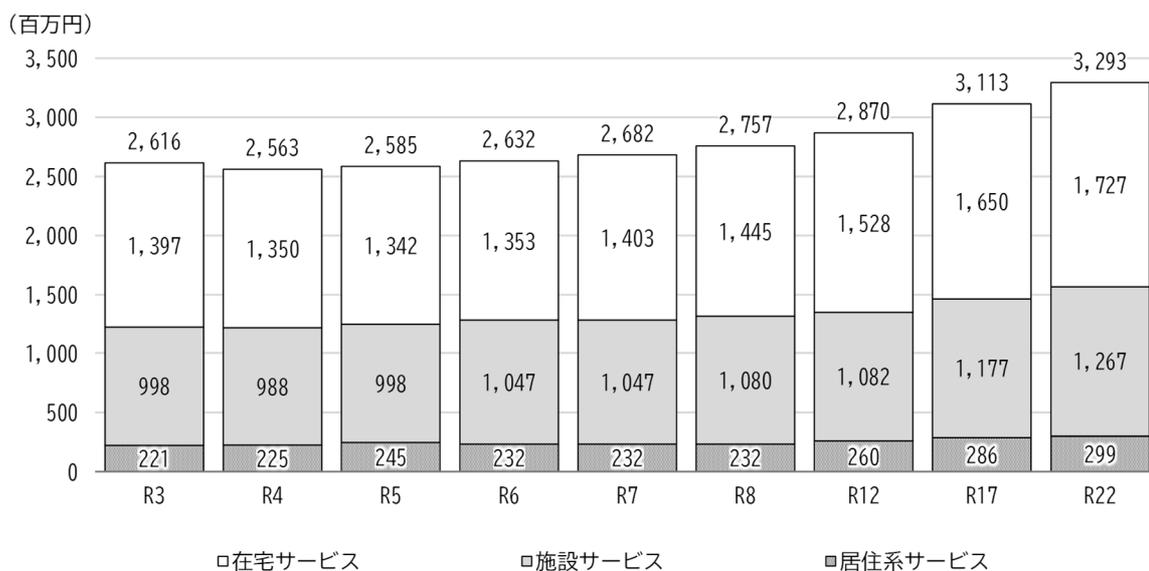
資料：見える化システム(介護保険事業状況報告)
令和5(2023)年以降…見える化システム(介護保険事業状況報告)を基に推計

(2) 介護給付費の状況

介護給付費は緩やかに増加していますが、令和4年度では新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるサービスの一時的な制限等が要因で減少しています。

人口動態の変化等の影響により、介護給付費について今後は緩やかに増加していくことが見込まれています。

■サービス別給付費推計



資料:見える化システム(将来推計)

※在宅サービス・・・居宅で生活している方が利用できる通所サービスや訪問サービス等

※施設サービス・・・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院

※居住系サービス・・・施設サービス以外の居住可能サービス（認知症対応型共同生活介護、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等）

第3章 アンケートからみる高齢者の現状と考察

(1) 調査の概要

- ・ 調査地域 : 亘理町全域
- ・ 調査期間 : 令和5(2023)年1月27日～令和5(2023)年2月20日
- ・ 調査方法 : 郵送による配布・回収

調査名	対象	配布数	回収数	回収率
日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の一般高齢者	2,000件	1,473件	73.7%
在宅介護実態調査	在宅の要介護認定者	1,300件	705件	54.2%
介護人材実態調査	介護事業者	100件	63件	63.0%

(2) 調査結果の概要と考察

日常生活圏域ニーズ調査結果

1. 回答者のプロフィール

- 性別は、「女性」が50.6%、「男性」が44.5%となっています。
- 年齢は、「65～69歳」が30.4%と最も多く、次いで「70～74歳」が26.2%、「75～79歳」が18.1%となっています。
- 家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が34.7%と最も多く、次いで「息子・娘との2世帯」が24.0%、「1人暮らし」が9.2%となっています。
- 介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」が81.9%と最も多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が7.5%、「現在、何らかの介護を受けている」が5.0%となっています。
- 主な介護者は、「配偶者（夫・妻）」が28.4%と最も多く、次いで「娘」が23.0%、「息子」が21.6%となっています。
- 現在の暮らしの経済的な状況については、「ふつう」が50.6%と最も多く、次いで「やや苦しい」が28.9%、「大変苦しい」が8.0%となっています。

2. 健康づくり・介護予防の推進について

- 口腔機能の機能低下者の割合についてみると、前回調査時と比べて10.6%増加しています。年齢別にみると、男性では70歳～74歳と80歳～84歳、女性では65歳～69歳が他の年齢よりも前回調査時の割合が多くなっています。口腔機能が低下することによって、食事の量や栄養のバランスがとりにくくなります。
- 介護予防のための通いの場の参加率は、「参加している」と答えた方が21.7%となっており、運動機能の低下防止や地域とのつながりを保つためにも、通いの場への参加者を増やしていくことが重要です。
- 高齢者の健康については、「高血圧」、「糖尿病」、「高脂血症（脂質異常）」、「目の病気」が多くなっていることから、心疾患や脳卒中等の病気により身体機能の低下がみられる高齢者の増加が想定されます。
- ◇今後は、高齢者がいつまでも元気に暮らし続けるために、歯周疾患対策や日常生活での口腔ケアについて、周知啓発を図っていくとともに、特定健康診査やシルバー健康診査、その他の保健事業と連携を図り、運動機能低下や閉じこもり、認知症等のリスクを抱えている高齢者を把握して一体的に推進していくことが重要です。

3. 在宅生活・在宅介護を支える支援体制の充実について

- 現在、何らかの介護を受けている方が主に誰から介護を受けているかについては、「配偶者（夫・妻）」が28.4%と最も多く、次いで「娘」が23.0%、「息子」が21.6%となっており、主に家族から介護を受けていることが伺えます。
- 家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が34.7%となっており、配偶者から介護を受けている場合、将来加齢による身体的な要因等で介護を行うことが困難になる方が増加することが懸念されます。
- ◇家族等の介護者に向けて、引き続き介護負担軽減を図るための情報発信を進めていくことが必要です。

4. 高齢期の生きがい・社会参加の充実に向けた地域づくりについて

- 趣味や生きがいの有無は健康や認知症の予防にも影響を及ぼすと言われており、調査結果においても「趣味がある」と回答した人は「趣味がない」と回答した人よりも健康状態がよい人が多いという結果となりました。
- 地域づくり活動への参加意向について、「参加意向のある」人は56.9%となっており半数を超えていますが、地域づくり活動にお世話役として「参加意向がある」人は33.4%にとどまっています。
- ◇健康寿命の延伸や生きがいのために趣味等のグループ活動への支援の充実を進めるとともに、お世話役として参加する人を増やしていくことで、地域の高齢者同士が支え合う環境づくりに繋げていく必要があります。

5. 認知症施策の推進について

- 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについては、「はい」が10.0%となっており、一定の割合で認知症の方がいることが伺えます。
- ◇認知症の方の増加が予測される中で、引き続き認知症に対する理解の促進に向けた周知啓発を進めていくとともに、認知症の早期発見対応を行うための認知症ケアパス等の周知や認知症の方とその家族が身近な地域で相談や医療・介護等の支援が受けられる体制づくりが求められます。

6. 高齢者相談窓口との連携による地域包括ケアシステムの強化について

- 家族・友人以外で相談する相手は、「そのような人はいない」が42.0%となっており、前回調査よりも8.1%多くなっています。また、「医師・歯科医師・看護師」が26.0%となっており、「そのような人はいない」に次いで多くなっています。
- 地域包括支援センター等へ相談する割合は14.0%となっています。長年の国や県、町による周知活動により総合相談窓口として認知はされてはいるものの、誰かの紹介により足を運ぶ方が依然として多い状況です。
- ◇身近な相談窓口としての役割を担う民生委員の活動をPRするとともに、医療・福祉関係機関をはじめ、地域住民や活動団体等にさらなる見守りへの協力を求め、これらの方を介し高齢者と地域包括支援センターが繋がる連携体制の強化が必要です。

在宅介護実態調査結果

1. 回答者のプロフィール

- 世帯類型は、「その他」を除くと「夫婦のみ世帯」が21.3%と最も多く、次いで、「単身世帯(1人暮らし)」が13.8%となっています。
- 性別は、「女性」が68.4%、「男性」が29.1%となっています。
- 年齢は、「85歳以上」が57.2%と最も多く、次いで「80～84歳」が16.5%、「75～79歳」が11.2%となっています。

2. 介護者の離職・転職実態について

- 介護者の離職・転職実態をみると、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)」、「主な介護者が転職した」、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」の合計は11.6%となっており、回答者の約1割が離職・転職をしている状況となっています。
- 仕事を続けている人でも、仕事と介護を両立できるかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が56.6%で最も多く、次いで「問題なく、続けていける」が9.4%、「続けていくのは、やや難しい」が17.6%となっています。
- ◇制度等の情報提供の支援を進めていくとともに、介護休業、休暇の制度に関する情報の周知啓発を進める必要があります。

3. 施設等への入所・入居の検討状況について

- 施設等への入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が57.0%と最も多くなっています。
- 「入所・入居を検討している」が15.5%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が18.2%となっています。
- ◇施設入所への検討・申し込みをしている方が抱える問題解決を支援するとともに、検討していない方に向けては在宅サービス等に関する情報提供の充実化を引き続き進めていくことが求められています。

4. 介護保険サービス以外の必要なサービスについて

- 現在利用している介護保険サービス以外の支援・サービスは、「利用していない」を除いて「移送サービス」が7.1%と最も多く、次いで「掃除・洗濯」が6.1%、「ゴミ出し」、「外出同行」が5.4%となっています。
- 今後の在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービスは、「利用していない」を除いて、「移送サービス」が23.0%と最も多く、次いで「見守り・声かけ」が15.3%、「外出同行」が13.2%となっています。
- ◇サービスの利用実態の把握に努め、必要な支援を検討することが必要です。

5. 認知症施策の推進について

- 本人が現在抱えている傷病は、「認知症」が33.2%と最も多くなっています。
- 主な介護者が不安を感じる介護等をみると、「認知症状への対応」が36.8%で最も多くなっています。
- ◇認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう見守りや認知症カフェの運営、チームオレンジ等の認知症本人やその家族を支えるための取り組みの充実を進め、介護者の離職を減らしながら在宅介護を続けていくことが必要です。

6. 不安を感じる介護等について

- 主な介護者が行っている介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が79.0%で最も多く、次いで「食事の準備（調理など）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が73.7%、「外出の付き添い、送迎等」が70.6%となっています。
- 不安を感じる介護は、「認知症状への対応」に次いで、「外出の付き添い、送迎など」が32.5%、「夜間の排泄」が30.7%、「食事の準備（調理など）」が27.1%となっています。

介護人材実態調査結果

1. 回答者のプロフィール

- 法人の種類は、「株式会社・有限会社」が 34.9%と最も多く、次いで「社会福祉法人」「医療法人」が 23.8%となっています。
- 実施している事業は、「通所介護」が 31.7%と最も多く、次いで「居宅介護支援」が 30.2%、「訪問介護」が 15.9%となっています。

2. 介護人材の確保について

- 事業所の介護人材の確保については、「とても不足している」と「やや不足している」を合わせた『不足している』が 57.1%と約6割となっています。また、不足している理由については、「募集しても応募がない」が 66.7%で最も多く、次いで「離職率が高い・定着率が低い」が 41.0%、「有資格者等、希望する人材が確保できない」が 38.5%となっています。
- ◇地域包括ケアシステムの基盤となる介護人材が継続して働き続けられるよう労働条件の改善や研修の実施支援等に努めるとともに、引き続きサービス提供体制が維持できるような地域における在宅医療及び介護の提供に携わる関係機関等と連携を図っていくことが必要です。

3. 事業の質の確保について

- 事業の質を上げていくために取り組んでいることについては、「利用者の状態に応じた介護知識の向上」が 74.6%で最も多くなっており、次いで「利用者への対応の仕方等、マナーやコミュニケーション技術の向上」が 65.1%、「基本的な技術や実践的知識の向上」が 52.4%となっています。
- 取り組みたいことについては、「利用者への対応の仕方等、マナーやコミュニケーション技術の向上」が 54.0%で最も多く、次いで「基本的な技術や実践的知識の向上」が 50.8%、「利用者の状態に応じた介護知識の向上」が 49.2%となっています。
- ◇運営指導や集団指導、ケアプラン点検等により介護サービスの質の確保及び適正な運営の確保を図りつつ、国や県とともに最新情報を随時提供していくことが必要です。

4. 認知症施策の推進について

- 今後の認知症対策として重要だと思うことについては、「認知症を早期に発見し、専門医療につなげる仕組みづくり」が74.6%で最も多く、次いで「ボランティア等、地域で見守り・支援を行う仕組みの推進」、「徘徊を発見する仕組み、見守り体制の充実」が50.8%、「認知症の相談窓口の設置」が49.2%となっています。
- ◇今後も地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、各種相談事業の充実や情報を共有しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

第4章 第8期計画の振り返り

基本目標 1 高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防

1-1 健康づくりの推進と健康寿命の延伸

本町は、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合が高く、脳血管疾患により介護認定を受ける方が多いことから、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、生活習慣病の早期発見と重症化予防を重視した取り組みを推進してきました。具体的には、特定健康診査やシルバー健康診査、歯周病検診等を実施し、町民が健康課題を認識して生活習慣の改善に取り組むことができるよう、情報提供や保健指導に努めました。

特定健康診査の受診率向上については、対象者に対する通知や広報等にて受診勧奨を行いましたが、目標に達することはできませんでした。生活習慣病は自覚症状が少なく、重症化により医療費や介護給付費、社会保障費の増大に繋がるため、受診勧奨を行うとともに受診しやすい体制づくりを進めていくことが必要です。

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
特定健診受診率	計画値	60.0%	60.0%	60.0%
	実績値	45.5%	46.6%	(46.5%)
シルバー健診受診率	計画値	28.8%以上	28.8%以上	28.8%以上
	実績値	30.0%	33.5%	(34.0%)
特定保健指導実施率	計画値	80.0%	80.0%	80.0%
	実績値	46.8%	67.0%	(67.0%)
生活習慣病重症化予防保健指導実施率 (対象者：40～74歳)	計画値	対象者全員	対象者全員	対象者全員
	実績値	36.1%	68.8%	(69.0%)
糖尿病性腎症重症化予防保健指導実施率 (対象者：40～74歳)	計画値	対象者全員	対象者全員	対象者全員
	実績値	18.5%	30.9%	(31.0%)
歯周病検診受診率	計画値	12.1%以上	12.1%以上	12.1%以上
	実績値	14.8%	13.3%	(13.3%)

1-2 生きがいづくり・社会参加の促進

シルバー人材センターは高齢者の社会参加促進のため、就業やボランティアへの活動機会を提供し、生きがいのある生活の実現や地域の活性化、福祉の向上に貢献してきました。

第8期計画期間中においても生活援助サービス事業の実施をはじめ、「Caféの悠里」にて認知症カフェ※¹を開催する等、本町の施策の担い手側として活動範囲を拡大してきました。

※1 認知症カフェ・・認知症の方やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家等、誰でも来訪自由の気軽に集える場所。

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症カフェの開催回数 (シルバー人材センターと共催)	計画値	-	-	-
	実績値	-	-	(5回)

1-3 介護予防サービスの推進

早期から介護予防に取り組み健康寿命の延伸を図るため、介護予防の啓発や介護予防教室を開催しました。男性の参加者が少なく、また参加者の固定化が見られるため、関係機関と協力しながら、幅広く周知を行っていきます。

多様なニーズに対応するため生活援助サービス事業を実施しています。関係機関に対し普及啓発を行い、利用者が増加しています。今後も多様なニーズに対応するサービスの構築の検討を行っていきます。

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防出前講座件数	計画値	10件	10件	10件
	実績値	9件	13件	(10件)
介護予防教室 実参加人数	計画値	160人	160人	160人
	実績値	153人	151人	(150人)
生活援助サービス委託業者	計画値	-	-	-
	実績値	3件	3件	(3件)
生活援助サービス 実利用者数	計画値	18人	18人	18人
	実績値	7人	21人	(22人)
在宅介護者激励会・介護家族教室の開催回数	計画値	4回	4回	4回
	実績値	3回	3回	(4回)
やすらぎ通信の発行回数	計画値	4回	4回	4回
	実績値	4回	4回	(4回)

基本目標 2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

2-1 社会参加の場づくりとネットワーク化

町民が主体となって活動している地域サロンや運動サークルは、新型コロナウイルス感染症の影響で休止・解散する団体がありましたが、生活支援コーディネーターが活動に関する相談対応・支援を行い、活動に対する助成金を交付することでサロン活動の継続や立ち上げのための支援を行ってきました。

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域サロン・運動サークル等への活動助成金交付（登録団体）	計画値	-	-	-
	実績値	20 団体	20 団体	(27 団体)
小地域福祉活動に伴う活動費助成を申請した団体数	計画値	18 団体	20 団体	22 団体
	実績値	44 団体	45 団体	(31 団体)
ボランティアや担い手づくり、また地域のリーダー役の掘り起こしの相談・対応件数	計画値	-	-	-
	実績値	523 件	570 件	(600 件)

2-2 生活支援コーディネーターの活用

第1層・第2層の生活支援コーディネーター2名を配置し、生活支援サービスの把握や地域の情報把握に努め、また利用者とサービスのマッチングや住民主体の活動支援を行い、支え合い活動の推進や生活支援の充実を図ってきました。

また、協議体会議を年3回開催し、地域住民や地域関係団体が集まり地域課題の解決に向けた仕組みやサービスについて話し合いを行い、生活支援コーディネーター等の活動の実践に結び付けてきました。

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
協議体会議開催回数	計画値	3回	3回	3回
	実績値	2回	3回	(3回)
第1層・第2層生活支援コーディネーター配置人数	計画値	2人	2人	2人
	実績値	2人	2人	(2人)

2-3 住み慣れた地域で暮らし続ける環境づくり

生活環境の整備としては、従来からの住宅改修費への助成継続はもとより、道路や公共施設についても順次バリアフリー法に沿った整備を進めました。これに併せ外出・交流の促進を目的に、亘理駅に東口改札や東西自由通路エレベーターを設置しました。また、公共交通の空白地域解消と交通弱者の移動手段確保のため、デマンド型乗合タクシー「わたりん号」を運行しており、高齢者を中心に周知し手続支援を行う等、利用の促進を図ってきました。

※デマンド型乗合タクシーは 65 歳以上で運転免許を自主返納し、かつ運転免許の取消通知書または運転経歴証明書をお持ちの方が利用登録時から 1 年間は無償で利用することができます。

2-4 高齢者の安心・安全の確保

地域で暮らす高齢者の見守りについて、行政区長や民生委員、地域住民等と町が情報を共有のうえ、安否確認のための見守り体制を構築してきましたが、これに加え地域を回る民間事業者とも町が見守りの協力協定を締結することで、安心して生活できる環境づくりを推進しています。また、1人暮らし高齢者の安否確認と緊急事態に備えるための緊急通報システム整備事業についても、引き続きPRし普及することで在宅生活での不安解消を図っていきます。

自然災害への対応については、避難に配慮を要する避難行動要支援者への名簿登録制度を普及することで、地区防災組織等が事前に登録者を把握し円滑な避難を行えるよう支援しています。また、居宅介護支援事業者連絡会議において、加入事業者が災害時の行動計画を策定（被災事業者や避難高齢者への支援等）、加えて施設運営事業者についても福祉避難所を開設し要配慮者の受入れに合意しており、これらの事業者等と町との協力協定締結により支援体制が大幅に強化されました。なお、生活物資・食糧等の備蓄体制についても、役場敷地内に大型の備蓄倉庫が整備されたことで充実強化が図られました。

新型コロナウイルス感染症への対応については、居宅介護支援事業者連絡会議やまちづくり出前講座等において、感染予防策についての情報を提供し働きかけました。また、医療・介護従事者や施設入所者へのワクチン接種についても、調整のうえ実施しました。

地域防犯の推進については、警察署や防犯関係機関と連携のうえ、全国地域安全運動の実施期間（毎年10月11日～20日）を軸とし年間を通して取り組み、特に特殊詐欺被害の防止に向けた啓発活動等を展開しました。また、町内全域で夜間における安全確保を目的とした防犯灯の整備を継続実施しています。

2-5 高齢者の尊厳を守る取り組み

高齢者虐待通報への対応については、件数的には少ないものの養護者との複雑な関わりを強いられる処遇困難事例が多くなってきており、専門職からのアドバイスを得ながら対応してきました。

また、令和6(2024)年度中に地域連携ネットワークの中核機関として「(仮称)亶理町権利擁護支援センター」の設置を目指しており、関係機関と協議を重ね準備を進め、支援体制を構築します。

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
高齢者虐待相談件数	計画値	-	-	-
	実績値	10件	6件	(10件)
成年後見相談件数	計画値	-	-	-
	実績値	11件	10件	(10件)
高齢者虐待措置入所件数	計画値	-	-	-
	実績値	1件	1件	(1件)

基本目標3 認知症施策の推進

3-1 認知症に対する理解の促進と本人支援

認知症を理解し、認知症の方や家族に対して温かい目で見守ることから始まる認知症サポーターを地区の集まり等の場で養成し、認知症についての正しい知識の普及と理解促進に取り組みました。

また、認知症の方や物忘れ等症状のある方同士が集まって一緒に過ごす場を設け、当事者同士の交流を促していきます。

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症サポーター養成講座実施回数	計画値	2回	4回	4回
	実績値	1回	9回	(5回)
認知症サポーター養成講座 延べ参加者数	計画値	30人	50人	50人
	実績値	20人	160人	(120人)
認知症当事者のつどい「ぽっかぽか」開催回数	計画値	1回	6回	6回
	実績値	1回	5回	(6回)
認知症当事者のつどい「ぽっかぽか」延べ参加者数	計画値	1人	10人	10人
	実績値	1人	11人	(20人)

3-2 認知症に関するサービスの充実と介護者支援

認知症初期集中支援チームの活動による医療と介護の連携を図りました。また、認知症高齢者介護家族のつどいについては、仲間とのつながりの中で介護の大変さや不安を話し、対応等を学ぶ機会の提供を行いました。

必要な方が、必要な時に利用できるように周知啓発に努めていきます。

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症初期支援チーム訪問件数	計画値	24件	24件	24件
	実績値	24件	37件	(25件)
認知症初期支援チーム利用者数	計画値	-	-	-
	実績値	6人	8人	(8人)

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症高齢者介護家族のつどい 開催回数	計画値	4回	4回	4回
	実績値	3回	3回	(2回)
認知症高齢者介護家族のつどい 延べ参加者数	計画値	5人	5人	5人
	実績値	5人	3人	(2人)
認知症カフェ「ちょっこら」 開催回数	計画値	12回	12回	12回
	実績値	7回	12回	(12回)
認知症カフェ「ちょっこら」 延べ参加者数	計画値	76人	76人	76人
	実績値	76人	206人	(220人)
見守りシール活用新規人数	計画値	2人	2人	2人
	実績値	4人	2人	(1人)
見守りシール活用登録者総数	計画値	7人	7人	7人
	実績値	7人	6人	(3人)

3-3 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

認知症サポーター養成講座については、「Café♡悠里」を会場とし定期的に養成講座を実施し、地域における見守り支援体制の構築に努めました。

チームオレンジの設置に向け、シルバー人材センターと協力し、シルバー会員に認知症サポーター養成講座、フォローアップ研修の受講後、チームオレンジメンバーとして活動を展開できるよう準備を進めています。

基本目標 4 地域共生社会づくりに向けた包括ケアシステムの強化

4-1 地域包括支援センター機能の充実

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供されることを目指し、保健福祉の専門職を充分配置のうえ体制を整備し、各種相談に応じて情報提供やケア会議を開催し高齢者の抱える課題解決に努め暮らしをサポートしてきました。また、介護予防ケアマネジメントにおいては、適切なサービスが提供されるよう支援を行っています。

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
ケアプラン作成処理件数	計画値	-	-	-
	実績値	3,565件	3,814件	(4,470件)
相談実績件数	計画値	-	-	-
	実績値	2,483件	2,367件	(2,266件)
訪問実績件数	計画値	-	-	-
	実績値	1,443件	1,550件	(1,386件)
巨理町居宅介護支援事業者連絡会議 定例会 開催実績(回/年)	計画値	4回	4回	4回
	実績値	4回	4回	(4回)

4-2 多職種(医療・介護等)の連携

医療・介護・福祉分野の専門職が集まる多職種連携研修会を開催しました。講演後は受講者同士で情報交換できる時間を設け、多職種間の交流を促してきました。

また、町内の医療機関・介護サービス事業所・調剤薬局等の情報誌を年1回発行し、関係職種がお互いに連携しやすいように体制整備を図ってきました。

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
在宅医療・多職種連携研修会の実施回数	計画値	2回	2回	2回
	実績値	2回	2回	(2回)
在宅医療・多職種連携研修会の延参加人数	計画値	-	-	-
	実績値	120人	113人	(120人)

4-3 支え合いの仕組みづくり

シニアクラブでは、高齢者の健康保持・増進のためスポーツ大会や健康づくり研修会を開催し、また友愛活動等を通して会員相互の交流により地域のネットワーク構築の推進に努めてきました。

役員の担い手不足や会員の高齢化により、会員数や団体数は減少していますが、地域で高齢者を支える仕組みづくりを推進するため、町の広報誌等でシニアクラブ活動を紹介し、その魅力を発信することで引き続き会員確保を図っていきます。

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
シニアクラブ団体数	計画値	30団体	26団体	26団体
	実績値	28団体	25団体	(25団体)
シニアクラブ会員数	計画値	1,100人	1,050人	1,050人
	実績値	965人	795人	(766人)

基本目標 5 介護サービス内容の充実と質の向上

5-1 適切な要介護認定の実施

介護認定審査会においては、令和3(2021)年度厚生労働省要介護認定適正化事業「技術的助言事業」を実施し、認定調査項目の基本調査や特記事項の記載内容の不備、介護認定審査会の手順等、技術助言がなされ、認定調査及び審査判定等の適正化を図りました。

また、審査会での意見等を集約し、提出された認定調査票が判定基準どおり作成されているか確認・点検を行ったほか、介護認定調査員の研修を実施する等、資質向上に努めました。

5-2 介護サービス等の充実

介護基盤の整備については、日常生活圏域ニーズ調査結果からニーズの高かった「運動機能向上」のためのデイサービス事業所2か所の指定を行う等、在宅サービスの充実を図りました。

介護サービス事業者等集団指導については、作成した資料により、内容を施設・事業所内で確認及び周知を図る受講形式とし、受講確認書の提出をもって集団指導を実施しました。運営指導については、令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって実施には至りませんでした。令和4(2022)年度からは実施計画に基づき、訪問による指導を再開しています。国の運営指導マニュアルの改定によって実施方法の標準化や効率的な実施が求められているため、これに基づいて運営指導を行いました。

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
集団指導実施回数	計画値	1回	1回	1回
	実績値	1回	1回	(1回)
運営指導実施件数	計画値	4件	4件	4件
	実績値	0件	4件	(4回)
ケアプラン点検実施件数	計画値	2件	2件	2件
	実績値	3件	2件	(2件)

5-3 介護保険制度の適正・円滑な運営

高齢者の生活自立支援のための地域ケア個別会議を年に6回開催し、多職種からの意見交換により、介護保険サービス以外の地域資源の活用や本人・家族への生活指導等による生活改善へつなげることに努めてきました。

介護給付費通知については、介護報酬請求の適正化を図るため、サービスを利用した介護保険被保険者全員に通知を行いました。

ケアプラン点検については、ケアマネジメントの適正化を図るため、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者への訪問調査を行いました。

介護保険サービス等の利用状況

居宅介護サービス

単位：(日、回・人/年)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問介護	回数	計画値	56,024	58,543	58,867
		実績値	43,462	43,275	(42,046)
	人数	計画値	2,724	2,832	2,856
		実績値	3,051	3,122	(3,116)
訪問入浴介護	回数	計画値	1,038	1,060	1,060
		実績値	1,985	1,541	(1,494)
	人数	計画値	276	288	288
		実績値	425	333	(306)
訪問看護	回数	計画値	13,783	14,132	14,272
		実績値	9,360	7,846	(7,606)
	人数	計画値	1,524	1,572	1,596
		実績値	1,589	1,385	(1,296)
訪問リハビリテーション	回数	計画値	1,050	1,052	1,055
		実績値	747	736	(520)
	人数	計画値	132	132	132
		実績値	167	159	(116)
居宅療養管理指導	人数	計画値	948	960	972
		実績値	1,575	1,584	(1,454)
通所介護	回数	計画値	59,662	60,174	59,628
		実績値	54,828	53,096	(53,466)
	人数	計画値	6,372	6,420	6,372
		実績値	6,398	6,399	(6,154)
通所リハビリテーション	回数	計画値	12,610	13,104	13,397
		実績値	12,191	11,552	(12,398)
	人数	計画値	1,692	1,728	1,752
		実績値	1,669	1,655	(1,598)
短期入所生活介護	日数	計画値	15,330	15,625	15,786
		実績値	14,961	14,610	(14,812)
	人数	計画値	1,428	1,440	1,440
		実績値	1,558	1,595	(1,460)
短期入所療養介護(老健)	日数	計画値	1,601	1,915	1,915
		実績値	1,719	1,336	(1,596)
	人数	計画値	180	204	204
		実績値	246	215	(230)
福祉用具貸与	人数	計画値	8,316	8,544	8,616
		実績値	8,159	8,224	(8,076)
特定福祉用具購入費	人数	計画値	216	228	228
		実績値	105	95	(76)
住宅改修費	人数	計画値	60	60	60
		実績値	57	69	(44)
特定施設入居者生活介護	人数	計画値	324	324	336
		実績値	197	197	(248)

■地域密着型サービス

単位：(回・人/年)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域密着型通所介護	回数	計画値	14,042	14,186	14,168
		実績値	7,703	8,772	(9,438)
	人数	計画値	1,116	1,116	1,128
		実績値	815	1,023	(1,076)
小規模多機能型居宅介護	人数	計画値	108	108	108
		実績値	115	92	(16)
認知症対応型共同生活介護	人数	計画値	804	840	852
		実績値	725	732	(736)

■施設サービス

単位：(人/年)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護老人福祉施設	人数	計画値	2,316	2,316	2,316
		実績値	2,389	2,372	(2,432)
介護老人保健施設	人数	計画値	1,500	1,500	1,500
		実績値	1,356	1,284	(1,236)
介護医療院	人数	計画値	180	240	360
		実績値	84	109	(116)
介護療養型医療施設	人数	計画値	12	12	12
		実績値	12	0	(0)

■居宅介護支援

単位：(人/年)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護支援	人数	計画値	11,292	11,484	11,508
		実績値	11,134	11,189	(11,076)

■介護予防サービス

単位：(日、回・人/年)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防訪問看護	回数	計画値	1,664	1,664	1,664
		実績値	538	686	(652)
	人数	計画値	228	228	228
		実績値	136	169	(158)
介護予防居宅療養管理指導	人数	計画値	24	24	24
		実績値	17	32	(36)
介護予防通所リハビリテーション	人数	計画値	372	396	396
		実績値	324	316	(278)
介護予防短期入所生活介護	日数	計画値	36	36	36
		実績値	126	229	(264)
	人数	計画値	24	24	24
		実績値	33	42	(46)
介護予防福祉用具貸与	人数	計画値	1,896	1,920	1,944
		実績値	1,925	2,101	(1,998)
介護予防福祉用具購入費	人数	計画値	60	60	60
		実績値	23	17	(22)
介護予防住宅改修	人数	計画値	36	24	24
		実績値	29	32	(18)

■地域密着型介護予防サービス

単位：(人/年)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防小規模多機能型 居宅介護	人数	計画値	12	12	12
		実績値	0	12	(2)

■介護予防支援

単位：(人/年)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防支援	人数	計画値	2,184	2,208	2,256
		実績値	2,156	2,342	(2,230)

資料出典元：介護保険事業状況報告 年間累計

介護保険サービス等の給付費の状況

■ 居宅介護サービス

単位：(千円/年)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問介護	計画値	161,667	168,710	169,362
	実績値	174,147	172,262	(173,020)
訪問入浴介護	計画値	12,537	12,805	12,805
	実績値	24,101	18,873	(18,283)
訪問看護	計画値	68,007	70,023	70,515
	実績値	69,131	57,031	(54,021)
訪問リハビリテーション	計画値	3,209	3,219	3,226
	実績値	4,349	4,279	(3,069)
居宅療養管理指導	計画値	10,199	10,327	10,455
	実績値	11,468	11,398	(10,890)
通所介護	計画値	485,192	491,807	487,957
	実績値	441,240	423,336	(434,465)
通所リハビリテーション	計画値	113,730	118,064	120,393
	実績値	109,555	102,661	(110,511)
短期入所生活介護	計画値	131,435	134,079	135,355
	実績値	128,390	120,601	(130,464)
短期入所療養介護(老健)	計画値	18,675	22,272	22,272
	実績値	19,474	14,498	(17,231)
福祉用具貸与	計画値	101,465	103,643	104,147
	実績値	103,851	106,683	(105,964)
特定福祉用具購入費	計画値	5,425	5,717	5,717
	実績値	2,682	2,504	(2,257)
住宅改修費	計画値	7,033	7,033	7,033
	実績値	5,050	6,774	(3,924)
特定施設入居者生活介護	計画値	61,879	61,913	64,120
	実績値	37,032	39,005	(46,038)
合計	計画値	1,180,453	1,209,612	1,213,357
	実績値	1,130,470	1,079,905	(1,110,137)

■ 地域密着型サービス

単位：(千円/年)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域密着型通所介護	計画値	129,279	131,637	130,996
	実績値	71,739	78,026	(80,219)
小規模多機能型居宅介護	計画値	24,329	24,342	24,342
	実績値	24,288	18,458	(3,206)
認知症対応型共同生活介護	計画値	200,435	209,443	212,380
	実績値	182,180	185,387	(187,168)
合計	計画値	354,043	365,422	367,718
	実績値	278,207	281,871	(270,593)

■施設サービス

単位：(千円/年)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護老人福祉施設	計画値	602,498	602,833	602,833
	実績値	600,612	602,637	(627,363)
介護老人保健施設	計画値	405,894	406,119	406,119
	実績値	365,607	347,927	(337,040)
介護医療院	計画値	43,343	56,356	86,734
	実績値	28,373	36,701	(40,888)
介護療養型医療施設	計画値	3,052	3,054	3,054
	実績値	2,575	0	(0)
合計	計画値	1,054,787	1,068,362	1,098,740
	実績値	997,167	987,265	(1,005,291)

■居宅介護支援

単位：(千円/年)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護支援	計画値	168,944	171,974	172,180
	実績値	165,440	166,882	(165,538)

■介護予防サービス

単位：(千円/年)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防訪問看護	計画値	4,438	4,440	4,440
	実績値	2,899	3,650	(3,396)
介護予防居宅療養管理指導	計画値	154	154	154
	実績値	103	167	(192)
介護予防通所リハビリテーション	計画値	13,790	14,576	14,576
	実績値	12,540	11,701	(10,472)
介護予防短期入所生活介護	計画値	267	267	267
	実績値	831	1,341	(1,792)
介護予防福祉用具貸与	計画値	10,982	11,166	11,291
	実績値	12,025	13,216	(11,986)
介護予防福祉用具購入費	計画値	1,429	1,429	1,429
	実績値	468	347	(511)
介護予防住宅改修	計画値	2,397	2,397	2,397
	実績値	2,538	3,185	(1,697)
合計	計画値	33,457	34,429	34,554
	実績値	31,404	33,607	(30,046)

■地域密着型介護予防サービス

単位：(千円/年)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防小規模多機能型居宅介護	計画値	1,022	1,023	1,023
	実績値	1,036	1,042	(176)

■介護予防支援

単位：(千円/年)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防支援	計画値	9,713	9,825	10,038
	実績値	9,631	10,551	(10,153)

■標準給付費

単位：(千円/年)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
総給付費	計画値	2,802,419,000	2,860,647,000	2,897,610,000
	実績値	2,615,507,107	2,561,771,250	(2,591,934,000)
特定入所者介護サービス費等給付	計画値	91,613,023	83,462,778	83,044,699
	実績値	85,098,336	70,479,048	(70,579,054)
高額介護サービス費等給付額	計画値	49,179,747	48,737,157	48,714,432
	実績値	51,186,748	50,714,812	(48,327,492)
高額医療合算介護サービス費等給付額	計画値	12,500,000	12,500,000	12,500,000
	実績値	8,512,621	8,720,170	(8,932,942)
審査支払手数料	計画値	2,719,320	2,719,320	2,719,320
	実績値	2,768,940	2,787,120	(2,721,120)
標準給付費見込額	計画値	2,958,431,090	3,008,066,255	3,044,588,451
	実績値	2,763,073,752	2,694,472,400	(2,722,494,608)

■地域支援事業費

単位：(円/年)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防・日常生活支援総合事業費	計画値	82,697,912	82,697,912	82,697,912
	実績値	76,202,964	81,203,091	(92,803,000)
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	計画値	21,086,000	21,086,000	21,086,000
	実績値	17,753,716	16,715,858	(19,296,000)
包括的支援事業（社会保障充実分）	計画値	6,951,000	6,951,000	6,951,000
	実績値	9,308,731	11,302,829	(13,098,000)
地域支援事業費	計画値	110,734,912	110,734,912	110,734,912
	実績値	103,265,411	109,221,778	(125,197,000)

資料出典元：介護保険事業状況報告 年間累計

第5章 基本理念・施策の展開

1. 基本理念

本町では、高齢者をはじめ、全ての町民が住み慣れた地域でともに支え合いながら、心豊かで生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことのできる地域づくりを推進するため、社会全体で高齢者を支える共生社会づくりを目指してきました。

第9期計画では、引き続き誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指すために、これまでの基本理念を引き継ぎ、「高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生きがいを持って生活が送れるように地域みんなで支え合う社会づくり」を計画の基本理念とします。

<計画の基本理念>

**高齢者が住み慣れた地域の中で、
安心して生きがいを持って生活が送れるように
地域みんなで支え合う社会づくり**

2. 施策の体系

基本目標	施策の方向
<p>1 高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防</p>	<p>(1) 健康づくりの推進と健康寿命の延伸</p> <p>(2) 生きがいづくり・社会参加の促進</p> <p>(3) 介護予防サービスの推進</p>
<p>2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり</p>	<p>(1) 社会参加の場づくりとネットワーク化</p> <p>(2) 介護予防・生活支援サービスの充実</p> <p>(3) 住み慣れた地域で暮らし続ける環境づくり</p> <p>(4) 高齢者の安心・安全の確保</p> <p>(5) 高齢者の尊厳を守る取り組み</p>
<p>3 認知症施策の推進</p>	<p>(1) 認知症に対する理解の促進と本人支援</p> <p>(2) 認知症に関するサービスの充実と介護者支援</p> <p>(3) 認知症高齢者等の社会参加支援</p>
<p>4 地域共生社会づくりに向けた包括ケアシステムの強化</p>	<p>(1) 地域包括支援センター機能の充実</p> <p>(2) 多職種（医療・介護等）の連携</p> <p>(3) 支え合いの仕組みづくり</p>
<p>5 介護サービスの充実と質の向上</p>	<p>(1) 適切な要介護認定の実施</p> <p>(2) 介護サービス等の充実</p> <p>(3) 介護保険制度の適正・円滑な運営</p>

3. 施策の展開

基本目標 1

高齢期をいきいきと過ごすための健康づくり・介護予防

(1)健康づくりの推進と健康寿命の延伸

長い人生をより豊かなものにするために、心身ともに健康に過ごせる期間を可能な限り伸ばしていく「健康寿命の延伸」を推進し、高齢者がいつまでも元気に住み慣れた地域で過ごせるよう、健康づくりやフレイル予防に取り組みます。

NO	取り組み	内容
1-1-1	健康診査・保健指導等の実施 【継続】	<p>75歳以上の方（後期高齢者医療制度）を対象としてシルバー健診を実施し、生活習慣病の発症・重症化予防やフレイル予防に努めます。</p> <p>また、高齢期の前段階である40～74歳までの国民健康保険の被保険者に対して特定健康診査等を実施し、メタボリックシンドローム該当者や糖尿病等の生活習慣病重症化予防が必要な方に対しては特定保健指導を実施し、重症化予防に努めます。</p> <p>なお、各種健（検）診の未受診者及び要精密検査者への受診勧奨を積極的に行うことにより、糖尿病等の生活習慣病有病者や予備群の減少を図ります。</p>
1-1-2	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ^{※1} 【継続】	<p>高血圧や糖尿病等の重症化を予防するため、リスク要因の高いハイリスク者に対しては、個々の生活習慣病リスクや生活機能低下のリスクに応じた保健指導を実施します。（ハイリスクアプローチ）</p> <p>また、リスク要因の有無にかかわらず、生活習慣病予防・フレイル予防に関する知識や情報の発信を広く行い、町民自らフレイル予防に取り込むことができるよう支援します。（ポピュレーションアプローチ）</p>
1-1-3	食育・食生活 【継続】	<p>生活習慣病を予防し、健康な体を維持するためには、適正な食品（栄養素）摂取を実践できる力を育み発揮することが重要です。ライフステージごとの1日の食品目安量を乳幼児健診や保健指導健康教育等の場で各世代に広く周知していきます。</p>

NO	取り組み	内容
1-1-4	歯と口腔の健康づくり 【継続】	むし歯や歯周病は、その進行により食生活や社会生活に支障をきたします。一生自分の歯で食べ、生涯を通じて豊かな生活を営むことができるよう、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりに取り組み、妊婦及び各年代を対象とした歯周病検診を実施します。
1-1-5	身体活動・運動 【継続】	家庭や地域でできる健康づくりのための運動講座を開催し、運動に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、より多くの町民が参加しやすい実施体制の検討を行います。 また、運動支援地域サポーターが地域の健康づくりのリーダーとなって活躍できるよう、運動支援地域サポーター養成講座や運動支援地域サポーターの育成に取り組みます。

※1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施・・・医療保険者による保健事業と介護保険者による介護予防事業は別々に実施されているが、切れ目のない包括的な支援を関係機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り、自立した生活と社会参加ができるよう目指す取り組み。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健診受診率	47%	50%	53%
シルバー健診受診率	35%	35%	35%
特定保健指導実施率	60%	60%	60%
生活習慣病等重症化に関する保健指導の実施率（ハイリスクアプローチ）	75%	75%	75%
高齢者の健康づくりに関する健康教育の実施回数（ポピュレーションアプローチ）	10回以上	10回以上	10回以上
歯周病検診受診率	13.5%	13.5%	13.5%

(2) 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が豊かな経験や知識・技能を活かし、地域でいきいきとした生活を送れるように、地域の施設や資源を活用してボランティア活動をはじめ地域活動への参加を促進し、あらゆる機会を通して情報発信を行い、活動を支援します。

NO	取り組み	内容
1-2-1	高齢者の社会参加の促進 【継続】	地域の中で生きがいづくりに励む高齢者の増加を目指すため、シニアクラブ活動との連携、シルバー人材センターの支援等の取り組みを通して、健康づくり・介護予防、就労、ボランティア活動、生涯学習等、高齢者の多様なニーズに合わせた様々な活動・取り組みの場を展開し、高齢者が自分の力を地域の中で発揮できる環境づくりを推進します。
1-2-2	生涯学習活動・文化活動の促進 【継続】	高齢者をはじめとする町民が幅広い生涯学習を行い、教養を高めることができるよう、生涯学習講座を開催します。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ「ほっこり」の開催 (シルバー人材センターと共催)	12回	12回	12回
シニアクラブ団体数	25団体	25団体	25団体

(3) 介護予防サービスの推進

介護予防への理解を深め主体的に取り組めるよう、制度や事業参加による介護予防効果について周知を図るとともに、高齢者の健康増進・介護予防に対する多様なニーズに対応した事業展開を図っていきます。

また、介護に携わる方の高齢化に伴い、家庭における介護力が低下し、家族介護を担う方の負担が増大していることから、各種サービスを有機的に組み合わせ、サービスが効果的に提供できるよう体制の整備に努めます。

NO	取り組み	内容
1-3-1	介護予防の普及・啓発 【継続】	高齢者を対象に、介護予防に関する正しい知識の啓発を目的とした教室の開催や、サロン、体操等に取り組める場の提供を行います。

NO	取り組み	内容
1-3-2	地域における介護 予防活動の支援 【継続】	<p>地区サロンのリーダーや、これからサロン立ち上げを計画している方を対象に研修会の実施や、「トラノマキ」（サロン活動を実践していくための手引書）を配布し、運営を支援します。</p> <p>また、地域で中心となって介護予防に関わるボランティア人材の育成を行い、自ら率先して介護予防に取り組む団体等を広く支援します。</p>
1-3-3	訪問事業を通じた 生活状況の把握 【継続】	<p>民生委員が訪問事業を通じて見守りの希望の確認や生活状況の把握を行い、必要に応じて町の事業の情報提供を行います。</p>
1-3-4	介護予防・生活支 援サービス事業の 展開 【継続】	<p>生活支援コーディネーターと協議体の連携により地域のニーズや資源等の把握を行い、地域の実情に応じて、多様な主体が参画する生活支援・介護予防サービスを提供していきます。</p>
1-3-5	家族介護の支援 【継続・拡充】	<p>主に介護をしている家族介護者等の精神的・身体的な負担の軽減を図るため、各種介護サービスの利用をはじめ、保健・医療・福祉サービス等を幅広く活用できるように情報提供の機会を設けるとともに、社会福祉協議会等と連携して、在宅介護者激励会、レクリエーション、介護家族教室、情報誌の発行等を行います。</p> <p>そのほか、仕事をしながらの介護、老老介護、ダブルケア※¹やヤングケアラー※²等、様々な形で介護を担わなければならない家族への支援の在り方について検討を進めます。ヤングケアラーについてはチラシを配布する等、児童や保護者に対する周知啓発活動を行っており、今後も児童福祉分野との連携した取り組みを実施します。</p>

※1 ダブルケア・・・子育てと親や親族の介護を同時期に担うこと。

※2 ヤングケアラー・・・18歳未満の子どもがケアの責任を引き受け家族のケア等を行うこと。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防出前講座	10件	10件	10件
介護予防教室 実参加人数	160人	160人	160人
生活援助サービス 実利用者数	22人	23人	24人
在宅介護者激励会・介護家族教室の開催	4回	4回	4回

基本目標 2 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

(1) 社会参加の場づくりとネットワーク化

地域の中で居場所をみつけ、役割を持ち、必要とされていることや生きがいを実感できるよう、地域で行われている活動等、高齢者の社会参加に対する潜在的なニーズに十分にこたえていくため、関係団体等と連携・協働して積極的な社会参加のきっかけづくりや活躍しやすい地域づくりを推進します。

NO	取り組み	内容
2-1-1	身近な地域でのつながりづくり 【継続】	歩いて通える範囲（町内会単位）での居場所づくりを推進するため、地域の方々が定期的に集まり介護予防体操や健康づくりをする活動への支援を継続します。 また、様々な情報発信ツールを活用し地域の居場所活動の周知を図り、より多くの方に参加を促すことで、開かれた活発な地域づくりや生きがいの創出につなげます。
2-1-2	地域のリーダー・相談役の掘りおこし 【継続】	地域の中でボランティア活動等を主導する人材の養成や地域のことに精通している相談役の発掘を行い、高齢者が地域の中で役割を持ち、力を発揮できる環境づくりを進めます。サロン活動等でも地域のリーダー・相談役の掘りおこしが進むよう関係団体に要請します。
2-1-3	高齢者のデジタルデバイス対策 【新規】	インターネット等の情報通信技術の利用に関して生じる情報格差を解消するため、スマートフォンの操作方法等を学ぶ教室を開催し、高齢者のデジタル活用の支援に努めます。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小地域福祉活動事業登録団体数	45 団体	45 団体	45 団体
うち活動費の助成を受けた団体数	20 団体	21 団体	22 団体
スマホ教室参加人数	100 人	110 人	120 人

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

介護予防・生活支援サービスを充実させていくためには、高齢者のみならず、多世代、多様な担い手によるサービス提供を推進していくことが重要となります。そのため、居場所づくり支援や実態把握等を行う「生活支援コーディネーター」と地域で高齢者を支える関係者で構成された「協議体」が連携し情報交換を行い、町民同士が支え合う地域づくりを促進します。

NO	取り組み	内容
2-2-1	多様な担い手の確保・地域資源のネットワーク化 【拡充】	生活支援コーディネーターが地域資源やニーズの把握を行い、ささえあいネットワーク会議（協議体会議）にて情報交換や検討を実施し、地域資源のネットワーク構築を行います。 さらに、生活支援コーディネーターを増員し、協議体と連携しながら地域の実情に沿ったサービスの創出や多様な担い手の養成と確保に努めます。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ささえあいネットワーク会議（協議体会議）	3回	3回	3回
生活支援コーディネーター配置人数	2人	3人	3人
支え合い活動取り組み数	600件	900件	1,000件

(3) 住み慣れた地域で暮らし続ける環境づくり

生活環境の面においては、道路や公共施設でのバリアフリー化を進めるとともに、その方の状態等に応じた住まいの確保に向けた支援を行います。また、職場環境の改善のため、介護のために離職せず仕事と両立ができるよう、国による支援制度の普及について広く周知を図っていきます。

NO	取り組み	内容
2-3-1	バリアフリー化の推進 【継続】	住宅周囲や道路におけるバリアフリー化等の環境整備について、庁内の担当課と連携し、高齢者の外出を妨げることがないように整備を進めます。
2-3-2	高齢者向けの住まいの確保に向けた支援 【継続】	親族関係の希薄化や経済的理由といった様々な問題により、住まいの確保が困難となっている高齢者について関係機関と連携し、住まいの確保に向けた支援を行います。

NO	取り組み	内容
2-3-3	高齢者の移動手段の確保 【継続】	移動手段に困っている高齢者や免許証返納者等の、通院や福祉・生活等の主要拠点への外出や移動手段の確保を図るとともに、ニーズを把握しながら、より良い公共交通手段の確保に努めます。
2-3-4	介護離職者防止の推進 【継続】	労働担当部局と連携のうえ、事業所に対し国の介護休業制度の普及を働きかけるほか、公共施設においても制度のチラシを配布することで、介護離職者ゼロの取り組みに努めます。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
デマンド型乗合タクシーわたりん号 年間乗車人数	15,185人	15,944人	16,742人
運転ボランティアの登録者数	15人	15人	15人

(4) 高齢者の安心・安全の確保

高齢者が安心・安全な生活ができるよう、防災対策、感染対策、防犯対策等を進め、日常生活上の不安を少しでも和らげるための取り組みを推進します。

NO	取り組み	内容
2-4-1	高齢者見守り体制の強化 【継続】	民生委員や地域のお世話役、社会福祉協議会による見守りにあわせ、民間事業者等に対し参加を促し協力を得て、地域包括支援センターと連携することで、高齢者虐待や孤独死等の未然防止に向けた見守り体制の強化を図っていきます。
2-4-2	避難行動要支援者名簿登録制度の普及促進 【継続】	災害時に自ら避難することが困難な人に災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿登録制度に登録してもらい、地域の人たちの支援により安全な避難を図るため、町内会、自主防災組織、民生委員等、地域の人たちとの連携を図りながら普及を進めます。 災害時に要支援者を支援するためには、地域の状況把握が重要となるため、町内会の取り組み意欲の醸成を図るとともに、制度の理解・普及のため、各地区に制度の説明を実施します。

NO	取り組み	内容
2-4-3	災害対策の充実 【継続】	<p>指定避難所での生活が困難になる要支援者については、引き続き福祉避難所等の災害時の支援体制の構築を行い、必要な物資の備蓄・調達等に努めます。</p> <p>自然災害等が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護サービス事業所における業務継続計画策定を支援していきます。また、災害時において、指定避難所での生活が困難な要配慮者については、迅速に福祉避難所への二次避難を行う必要があるため、亘理町災害時要援護者避難支援に関する相互協定を締結する居宅介護支援事業者の新規参入を促します。</p>
2-4-4	感染症対策の推進 【継続】	<p>日ごろから事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発を行うとともに、ICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化の促進を図ります。</p> <p>感染症発生時においてもサービス継続のための備えが講じられているか定期的に確認するとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する研修の充実を図ります。</p> <p>また、感染症発生時も含めた宮城県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備を行います。</p>
2-4-5	地域における防犯体制の充実 【継続】	<p>高齢者が犯罪や事件に巻き込まれることがないように、犯罪を予防するための適切な知識や情報を周知啓発し、宮城県や警察と連携して未然防止に努めます。</p>

(5) 高齢者の尊厳を守る取り組み

介護を必要とする状態になっても高齢者の尊厳が守られるよう、家庭や施設等における虐待を防止するため、虐待防止の啓発を進めるとともに、地域や関係機関等と連携し、虐待の早期発見と適切な対応の充実を図ります。

NO	取り組み	内容
2-5-1	虐待防止の啓発と相談先の周知 【継続】	<p>高齢者虐待の通報・相談窓口として、広報等で地域包括支援センターの周知を図ります。介護サービス事業所、公共施設等に虐待防止リーフレットを配布し、虐待の防止、早期発見対応に努めます。</p>
2-5-2	虐待発生時の対応 【継続】	<p>虐待発生時の対応について、通報から終結まで、専門職や関係者等が連携して支援策を協議し、迅速かつ適切な支援や保護を行います。</p>

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別ケース会議延実施回数	50件	50件	50件

基本目標 3 認知症施策の推進

(1) 認知症に対する理解の促進と本人支援

国では、令和7年(2025年)には、65歳以上の5人に1人が認知症になると推計しており、認知症は誰もがなりうる身近なものとなっていることから、認知症の方や家族への支援、地域における認知症への理解の普及啓発等に取り組みます。

NO	取り組み	内容
3-1-1	認知症予防に向けた普及・啓発 【継続】	認知症が身近な疾患であることを発信するとともに、認知症の方を地域全体で支えていけるように、一般町民に対して認知症の方への関わり方を伝える啓発を進めます。
3-1-2	生きがいづくりや社会参加による認知症予防 【継続】	地域の高齢者の活動をはじめ、積極的に参加できる居場所づくりへの支援を行います。認知症の方同士が交流できる場を確保していきます。
3-1-3	認知症サポーターの養成・育成 【拡充】	認知症サポーター養成講座の開催等により受講者がサポーターとなり、認知症の方への理解を深め、活動してもらえる取り組みを推進します。 また、ステップアップ講座を開催し、受講者には「チームオレンジ※1」のメンバーとして活躍できるよう支援していきます。

※1 チームオレンジ・・・認知症の方や家族の心理面・生活面を早期に支援するため、認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者）が協力し、支援活動を行うチーム。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座実施回数	5回	5回	5回
認知症当事者のつどい「ぼっかぼか」開催回数	6回	6回	6回

(2) 認知症に関するサービスの充実と介護者支援

認知症の予防や重度化防止に向け、早期発見対応への取り組みを充実させるとともに、認知症の方と家族を支える仕組みづくりを進めます。

NO	取り組み	内容
3-2-1	認知症ケアパス※1 の普及・充実 【継続】	認知症の状態に応じた対応ができるよう、認知症ケアパスの町民への普及を図ります。
3-2-2	認知症支援体制 (認知症初期集中 支援チーム) 【継続】	認知症と疑われる方や認知症の方及び家族のもとを訪問し、必要な医療や介護の導入・調整等の初期支援を包括的・集中的に行い、自立した生活を送れるようにするため、引き続き認知症初期集中支援チームの充実を図ります。
3-2-3	家族介護者の交流 の場の充実 【継続】	認知症の方を居宅で介護する家族同士の交流の機会を充実させ、介護の悩みや精神的な負担の軽減を図ります。また、認知症の方と家族、地域住民が交流を深められる「認知症カフェ」を実施します。
3-2-4	認知症高齢者の見 守り支援 【継続】	認知症等により高齢者が徘徊し行方不明となっても、早期に家族の元へ戻れるように「見守りシール※2活用事業」を実施し、徘徊のリスクのある方に対し登録を促していきます。

※1 認知症ケアパス・・・認知症と疑われる症状が発生した、もしくは既に認知症と診断をされている方を支える際に「いつ、どこで、どのように支援を提供すればよいか」を示したものであり、状態に応じた適切な医療やサービスの提供の流れをまとめている冊子。

※2 見守りシール・・・徘徊する方が外出し、「行方不明になった」または「警察等の関係機関で保護された」とき、早期に身元が判明できるよう、二次元コードが印字されたシール。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム訪問延件数	30件	30件	30件
認知症高齢者介護家族のつどい開催回数	4回	4回	4回
認知症カフェ「ちょっこら」延参加者数	200人	210人	220人
見守りシール活用事業登録者数	10人	10人	10人

(3) 認知症高齢者等の社会参加支援

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の方の社会参加活動を促進します。

NO	取り組み	内容
3-3-1	社会参加支援 【継続】	認知症と疑われる方や認知症の方が周囲の見守りや声かけ等により、これまで通り社会参加活動（地区サロン・ボランティア活動・自治会活動等）ができるよう支援します。
3-3-2	チームオレンジの設置 【新規】	シルバー人材センターと協力し、チームオレンジを令和6年度より「Café悠里」に設置します。認知症カフェの開催日において認知症サポーターが来所者に対し見守り、声かけ、話し相手等を行い、認知症の方が安心して外出できる居場所づくりを行います。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ステップアップ研修受講者数	15人	15人	15人
認知症カフェ「ほっこり」延参加者数	30人	35人	40人
認知症サポーター養成講座受講者数	50人	50人	50人

基本目標 4

地域共生社会づくりに向けた包括ケアシステムの強化

(1) 地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センターにおいては、高齢者の健康や福祉に関する相談の受付や生きがいづくり、地域での医療・介護・福祉の連携の核となる等、地域支援の拠点、相談窓口としての役割を担っています。地域包括ケアシステムを構築するための中心的な機関として、高齢者やその家族の相談に対応し、ニーズに応じて医療・介護・福祉サービス等を適切にコーディネートできるように関係機関との情報共有や困難事例への対策等の連携を強化し、地域団体等とも連携しながら、職員のスキルアップやコーディネート力の向上等の機能強化を進めます。

NO	取り組み	内容
4-1-1	介護予防ケアマネジメント等事業 【拡充】	高齢者一人ひとりが自立した生活を送れるように、介護予防サービスと総合事業サービスを組み合わせたケアプランを作成し、必要なサービスや活動を支援していきます。 また、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大し、より一層の介護予防の推進を図ります。
4-1-2	総合相談支援事業 【拡充】	高齢者とその家族の相談に随時対応し、内容に応じた支援や調整を行い、適切な保健・医療・福祉・介護・ボランティア・その他サービスにつなげていきます。総合相談窓口の周知をはじめ、気軽に相談できるような環境及び実施体制の充実を図るとともに、相談内容が複雑・多様化していることを踏まえ、相談体制の強化を図ります。
4-1-3	権利擁護事業 【拡充】	保健・医療・福祉・司法を含めた関係機関との地域連携ネットワーク構築を進めるとともに、成年後見制度の利用促進・普及啓発のため、中核機関（巨理町成年後見支援センター）を設置し、本人に寄り添った相談対応と本人の意思や希望を尊重した支援を進めます。
4-1-4	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 【継続】	地域における関係機関等の連携・協働の体制づくりや、介護支援専門員のスキルアップ及び相互連携、情報交換を促進するための機会として、地域ケア会議や研修会等を開催していきます。また、介護支援専門員が担当する高齢者についての様々な相談にも応じ、高齢者が必要な支援を受けられるように調整していきます。
4-1-5	地域包括支援センターの適切な運営 【継続】	地域包括支援センター運営協議会の協議を踏まえて、運営状況の定期的な評価を行い、センターの公正・中立な運営を図ります。

NO	取り組み	内容
4-1-6	地域ケア会議の運営 【継続】	高齢者の多様なニーズに応じて適切なサービスを提供できるようにするため、保健・医療・福祉・介護等の様々な分野に関わる多職種が参加する地域ケア会議を開催し、地域のニーズや社会資源の把握及び情報共有、困難事例への対応検討、ネットワークの強化等に努め、高齢者が地域で生活しやすい環境整備を推進します。

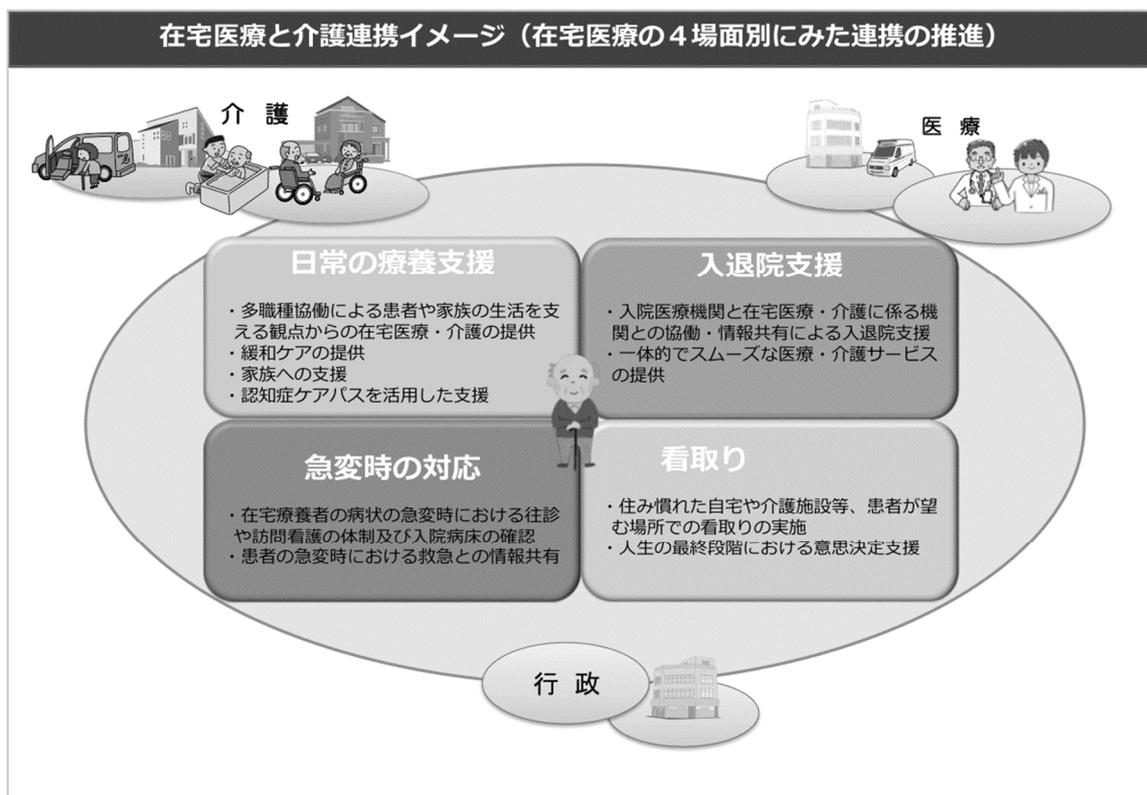
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援事業者連絡会議定例会実施回数	4回	4回	4回
権利擁護検討委員会実施回数	3回	3回	3回

(2) 多職種(医療・介護等)の連携

住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で在宅医療と介護サービスの一体的な提供体制の整備を図ります。

NO	取り組み	内容
4-2-1	在宅医療・介護に関する情報共有・課題把握 【継続】	医療・介護関係者の情報共有や研修を行うことで地域の医療・介護の資源の把握や課題を把握し、関係機関とのさらなる連携を図ります。
4-2-2	多職種が協働することによる医療・介護提供体制の構築 【継続】	高齢者の状態変化に応じて、医療・介護の情報が速やかに共有できるよう近隣2市2町で作成した統一の情報ツールの利活用を推進します。 医療と介護を一体的に提供するために、共通する4つの場面を意識し、連携できるよう提供体制を構築していきます。(詳細については図1参照)
4-2-3	在宅医療・介護に関する情報周知 【継続】	介護サービスを適切に選択できるよう町内の医療機関・調剤薬局・介護事業所情報をまとめた冊子を作成し、全世帯配布を行います。

【図1】



資料:厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護多職種連携研修会実施回数	2回	2回	2回
在宅医療・介護多職種連携研修会延参加者数	120人	120人	120人

(3) 支え合いの仕組みづくり

全ての地域住民を対象として、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるための支援体制の整備を行い、重層的支援体制整備事業の実施について検討します。【新規】

基本目標 5 介護サービスの充実と質の向上

(1) 適切な要介護認定の実施

NO	取り組み	内容
5-1-1	要介護認定の適切な実施 【継続】	客観的かつ公平・公正な審査判定ができるよう認定調査員の研修等を実施し質の向上に努めます。また、提出された認定調査内容が基準どおり判定されているか確認する等、平準化を図ります。 更新申請の場合であって、一次判定結果が前回の認定結果と同一である等、一定の条件を満たす場合には介護認定審査会を簡素化して実施することが可能となっていることから、引き続き取り組んでいきます。
5-1-2	要介護認定事務等における ICT の活用 【新規】	要介護認定事務等については、デジタル技術の導入を目指し、利便性向上と業務の効率化について検討していきます。

(2) 介護サービス等の充実

介護サービスの質の確保・充実のために、運営指導や集団指導等を通じ、事業所へ正しい情報の伝達を行うとともに、ニーズ調査等により要望の多かったサービス種についての整備に取り組みます。

NO	取り組み	内容
5-2-1	介護サービス事業所の整備 【新規】	医療ニーズの高い方の退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援等のために看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組みます。
5-2-2	適切な指導の実施 【継続】	健全かつ適正な運営及び法令に基づいた事業実施の確保のため、介護サービス事業者への集団指導・運営指導を適切に実施します。また、ハラスメント対策や事業所において定めることが求められている各種計画策定に関する支援を行います。
5-2-3	介護サービス事業所の新規開設相談の受付 【継続】	町民ニーズや介護給付状況等に基づき、整備促進に関する制度を活用しながら、適切なサービス提供体制を確保できるよう、法人からの相談を受け付けます。

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
集団指導実施回数	1回	1回	1回
運営指導実施回数	6回	6回	6回

(3) 介護保険制度の適正・円滑な運営

介護保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために、介護保険制度の普及啓発やサービス事業所の負担軽減、給付の適正化等に取り組めます。

NO	取り組み	内容
5-3-1	給付適正化事業 【再編・継続】	厚生労働省において給付適正化主要5事業が3事業に再編されたことに伴い、本町においても「ケアプラン点検」、「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」の3事業を給付適正化主要事業として再編し、取り組みの重点化を図ります。
5-3-2	介護保険制度の普及啓発 【継続】	介護保険制度についてわかりやすく伝えていくためのパンフレットの作成や、まちづくり出前講座の開催等を通じた制度の理解・普及活動を今後も行っていきます。
5-3-3	介護サービス事業者の負担軽減 【継続】	提出書類の削減や押印廃止等の制度を正しく事業者へ伝達し、書類については紙媒体での直接の提出ではなくICTの活用等による省力化の取り組みを引き続き行っていきます。
5-3-4	介護人材の確保 【継続】	宮城県と連携しながら、新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を進め、幅広い世代の地域住民に対して介護職の魅力を発信していきます。また、介護人材を広く確保することを目的として、国際交流関係団体等の協力を得て、介護事業者と連携しながら外国人介護人材定着に向けた支援に努めていきます。

第6章 介護保険事業の運営

1. 利用数の見込み

(1) 介護サービス

必要サービス量に基づいて算出した利用数の見込みは、次の通りです。

■ 居宅介護サービス

単位：(日、回・人/年)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	回数	58,860	61,133	63,152
	人数	3,024	3,132	3,228
訪問入浴介護	回数	1,841	1,841	1,841
	人数	336	336	336
訪問看護	回数	11,281	11,281	11,281
	人数	1,356	1,356	1,356
訪問リハビリテーション	回数	1,064	1,064	1,064
	人数	156	156	156
居宅療養管理指導	人数	972	972	972
通所介護	回数	55,085	56,514	57,727
	人数	6,060	6,216	6,348
通所リハビリテーション	回数	13,584	13,584	13,584
	人数	1,704	1,704	1,704
短期入所生活介護	日数	17,254	17,254	17,254
	人数	1,716	1,716	1,716
短期入所療養介護（老健）	日数	1,742	1,742	1,742
	人数	216	216	216
福祉用具貸与	人数	7,728	7,980	8,112
特定福祉用具購入費	人数	96	96	96
住宅改修費	人数	48	48	48
特定施設入居者生活介護	人数	288	300	312

■地域密着型サービス

単位：(回・人/年)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護	回数	10,626	10,792	11,136
	人数	1,200	1,224	1,260
認知症対応型共同生活介護	人数	756	756	756
看護小規模多機能型居宅介護	人数	72	120	216

■施設サービス

単位：(人/年)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	人数	2,472	2,472	2,472
介護老人保健施設	人数	1,320	1,320	1,320
介護医療院	人数	120	120	120

■居宅介護支援

単位：(人/年)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	人数	11,136	11,304	11,508

(2)介護予防サービス

必要サービス量に基づいて算出した利用数の見込みは、次の通りです。

■介護予防サービス

単位：(日、回・人/年)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問看護	回数	2,074	2,074	2,074
	人数	252	252	252
介護予防居宅療養管理指導	人数	36	36	36
介護予防通所リハビリテーション	人数	300	300	300
介護予防短期入所生活介護	日数	734	734	734
	人数	48	48	48
介護予防福祉用具貸与	人数	2,124	2,028	2,040
介護予防福祉用具購入費	人数	12	12	12
介護予防住宅改修	人数	36	36	36

■介護予防支援

単位：(人/年)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防支援	人数	2,304	2,196	2,220

2. 給付費の見込み

(1) 介護給付費

必要サービス量に基づいて算出した介護給付費は、次の通りです。

■ 居宅介護サービス

単位：(千円/年)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	176,545	183,684	189,891
訪問入浴介護	22,842	22,871	22,871
訪問看護	50,634	50,698	50,698
訪問リハビリテーション	3,124	3,128	3,128
居宅療養管理指導	11,118	11,132	11,132
通所介護	452,909	465,035	475,115
通所リハビリテーション	121,593	121,747	121,747
短期入所生活介護	152,870	153,064	153,064
短期入所療養介護（老健）	19,597	19,621	19,621
福祉用具貸与	105,333	109,979	111,941
特定福祉用具購入費	2,858	2,858	2,858
住宅改修費	5,326	5,326	5,326
特定施設入居者生活介護	53,794	55,731	57,601
合計	1,178,543	1,204,874	1,224,993

■ 地域密着型サービス

単位：(千円/年)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護	90,095	92,228	95,536
認知症対応型共同生活介護	197,329	197,579	197,579
看護小規模多機能型居宅介護	21,345	36,651	61,390
合計	308,769	326,458	354,505

■ 施設サービス

単位：(千円/年)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	641,530	642,342	642,342
介護老人保健施設	381,216	381,699	381,699
介護医療院	41,884	41,937	41,937
合計	1,064,630	1,065,978	1,065,978

■ 居宅介護支援

単位：(千円/年)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	172,381	175,390	178,677

(2) 予防給付費

必要サービス量に基づいて算出した予防給付費は、次の通りです。

■介護予防サービス

単位：(千円/年)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問看護	6,409	6,417	6,417
介護予防居宅療養管理指導	272	272	272
介護予防通所リハビリテーション	11,393	11,408	11,408
介護予防短期入所生活介護	4,752	4,758	4,758
介護予防福祉用具貸与	13,007	12,398	12,477
介護予防福祉用具購入費	339	339	339
介護予防住宅改修	3,771	3,771	3,771
合計	39,943	39,363	39,442

■介護予防支援

単位：(千円/年)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防支援	10,708	10,219	10,331

(3) 標準給付費

以上により算出された介護給付費及び予防給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料を加えた第9期期間中の標準給付費見込額は、約89億円と見込んでいます。

■標準給付費

単位：(円/年)

	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	8,471,182,000	2,774,974,000	2,822,282,000	2,873,926,000
特定入所者介護サービス費等給付	270,127,887	88,848,387	90,124,878	91,154,622
高額介護サービス費等給付額	162,845,468	53,554,446	54,335,102	54,955,920
高額医療合算介護サービス費等給付額	26,622,892	8,764,030	8,878,708	8,980,154
審査支払手数料	9,413,880	3,099,000	3,139,500	3,175,380
標準給付費見込額	8,940,192,127	2,929,239,863	2,978,760,188	3,032,192,076

3. 地域支援事業の見込み

地域支援事業費の見込みは次の通りです。

■ 地域支援事業費

単位：(円/年)

	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	371,490,000	123,830,000	123,830,000	123,830,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	189,783,000	63,261,000	63,261,000	63,261,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	48,589,000	13,936,000	16,936,000	17,717,000
地域支援事業費	609,862,000	201,027,000	204,027,000	204,808,000

4. 介護保険料

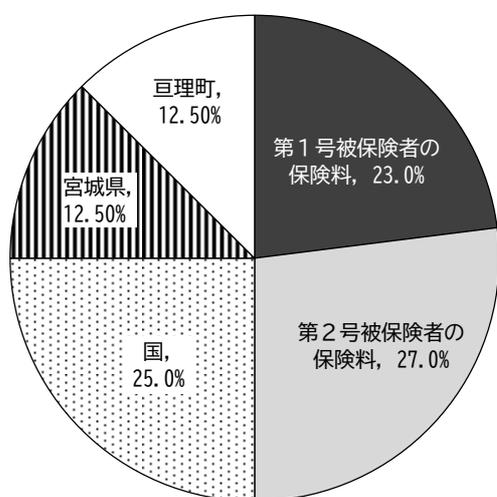
(1) 介護保険事業の財源構成及び第1号被保険者の負担割合

介護給付及び予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・県・町の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。

また、介護給付費等は、公費（国、県、町）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

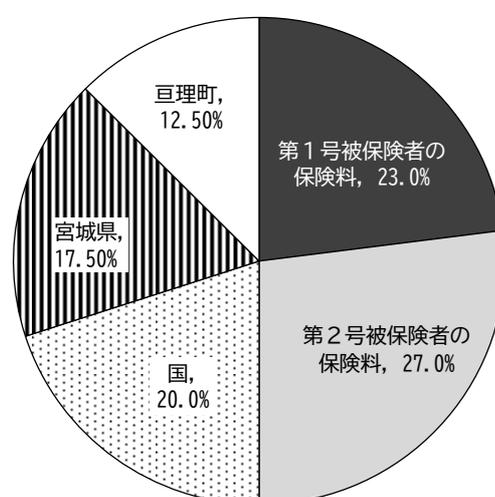
なお、第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。第9期計画期間では第8期計画と同様に23.0%となります。

介護給付費等（施設等分を除く）



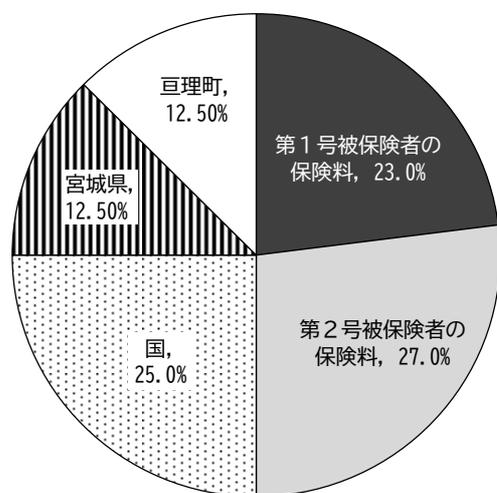
※国 25.0%には調整交付金含む
(全体の5.0%相当)

介護給付費等（施設等分）



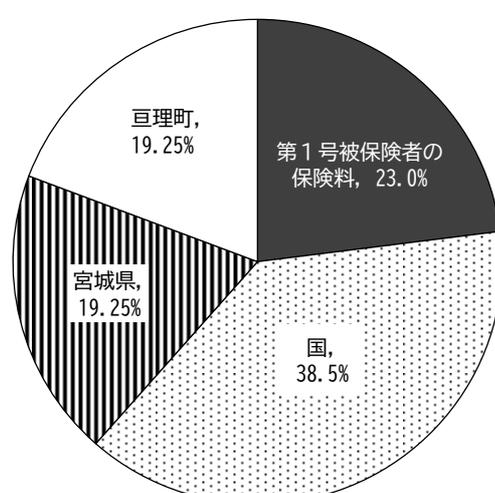
※国 20.0%には調整交付金含む
(全体の5.0%相当)

介護予防・日常生活支援総合事業



※国 25.0%には調整交付金含む
(全体の5.0%相当)

包括的支援事業・任意事業



(2) 第1号被保険者の保険料の基準額の算出

第1号被保険者の保険料は、介護保険事業に係る給付費と被保険者数を基に算出されますが、本計画では介護給付費準備基金の取崩しにより、第8期計画よりも保険料を抑えられることとなりました。

単位：(円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	2,774,974,000	2,822,282,000	2,873,926,000	8,471,182,000
特定入所者介護サービス費等給付額	88,848,387	90,124,878	91,154,622	270,127,887
高額介護サービス費等給付額	53,554,446	54,335,102	54,955,920	162,845,468
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,764,030	8,878,708	8,980,154	26,622,892
算定対象審査支払手数料	3,099,000	3,139,500	3,175,380	9,413,880
①標準給付費見込額	2,929,239,863	2,978,760,188	3,032,192,076	8,940,192,127
②地域支援事業費	201,027,000	204,027,000	204,808,000	609,862,000
③財政安定化基金拠出率(%)	0%	0%	0%	0%
④財政安定化基金拠出額 =(①+②)×③	0	0	0	0
⑤第1号被保険者負担分相当額 =(①+②)×23%	719,961,378	732,041,053	744,510,017	2,196,512,449
⑥調整交付金相当額	152,653,493	155,129,509	157,801,104	465,584,106
⑦調整交付金見込率(%)	2.45%	2.37%	2.36%	
⑧調整交付金見込額	74,800,000	73,531,000	74,482,000	222,813,000
⑨準備基金取崩額				166,400,000
⑩財政安定化基金取崩額				0
⑪保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				30,000,000
⑫保険料収納必要額 =④+⑤+⑥-⑧-⑨-⑩-⑪				2,242,883,555
⑬予定保険料収納率(%)				99.4%
⑭所得段階別加入割合補正後被保険者数(人)	11,162	11,206	11,209	33,577
⑮保険料基準額(年額)=⑫/⑬/⑭				67,200
⑯保険料基準額(月額)=⑮/12				5,600

第9期（令和6年度～令和8年度）の介護保険料基準額（月額）は、

5,600 円

となります。

参考 | 保険料基準月額の推移

期	事業計画期間	基準月額
第6期	平成27年度～平成29年度	5,730円
第7期	平成30年度～令和2年度	5,850円
第8期	令和3年度～令和5年度	5,850円
第9期	令和6年度～令和8年度	5,600円

(3) 所得段階別保険料

第9期における第1号被保険者の介護保険料については、所得に応じた負担を適切に求めるため第13段階の設定を行います。

段階	対象者	賦課割合	令和6～8年度 (2024～2026年度) 保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金 ^{※1} を受給している方で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額 ^{※2} と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.285 (0.455)	19,152 (30,576)
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.485 (0.685)	32,592 (46,032)
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、上記に該当しない方	0.685 (0.690)	46,032 (46,368)
第4段階	・本人が市町村民税非課税及び前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下で、世帯の誰かが市町村民税を課税されている方	0.90	60,480
第5段階	・本人が市町村民税非課税で、世帯の誰かが市町村民税を課税されている方	1.00	67,200
第6段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	80,640
第7段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	87,360
第8段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	100,800
第9段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	114,240
第10段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	127,680
第11段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	141,120
第12段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	154,560
第13段階	・本人が市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	161,280

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

●低所得者に対する公費による保険料軽減により、第1～第3段階の方の軽減が強化されています。【()内は軽減を行わない場合の賦課割合・保険料】

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、国や県と密接な連携を図りながら、施策の実行に努めます。

また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対して必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要望していきます。

- ①制度全般の運営
- ②施設整備等のサービス基盤整備
- ③サービス提供事業者の指導
- ④介護保険事業所情報の提供
- ⑤その他

(2) 庁内組織との連携

本計画において求められる取り組みは福祉分野に限られるものではなく、様々な分野において適切な取り組みを実施することが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課等との幅広い連携を図り、町ぐるみで取り組んでいきます。

(3) 関係機関・団体との連携

制度の谷間にあって対応できない困難ケースや、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない地域の多様なニーズについて、積極的に課題を発見し、解決していくため、町内会、民生委員、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。

2. 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理と評価

本計画に基づく事業を円滑に推進していくためには、計画の進捗状況の点検等を定期的に行い、また町民の意見を反映させることが重要です。

そのため、保健、医療及び福祉の専門分野の方や公募による町民の代表者を加えた「亶理町介護保険運営委員会」において計画の進捗状況を確認し、適正な事業の運営と計画の推進に努めていきます。

(2) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として実施状況や計画の達成状況、介護保険の運営状況等の点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する町民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

3. 計画の普及・啓発と推進体制の充実

(1) 計画の普及・啓発

本計画の取り組みが、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるためには、その趣旨や仕組みを広く町民に理解してもらい、積極的に利用してもらうことが重要です。そのため、広報誌やホームページ等を通じて、本町における高齢者福祉、介護保険事業の考え方や施策内容をわかりやすく情報発信していきます。

また、情報が得られにくい環境にある高齢者等への周知を高めるため、関係機関と連携した啓発活動・広報等に努めます。

多様な手段により、計画の普及・啓発を図り、高齢者福祉施策、介護保険事業への町民の理解を深め、積極的な町民参加と施策の活用を促進に努めます。

(2) 人材の育成・確保

地域包括ケアシステムの深化を推進するにあたり、その支えとなる人材を安定的に確保していくことが重要となります。

本町においても、関係機関との連携のもと、各種研修会や勉強会の開催等による担い手の養成・育成・資質の向上、雇用環境の改善等を推進していきます。

ホームヘルパー、介護福祉士、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等のマンパワーについて、関係機関との連携を図りながら、育成と確保に努めます。

その他、ボランティアである認知症サポーターや社会活動への参加を促すため、支援スタッフ等、各種の必要な人材の育成を支援します。

資料編

1. 亘理町介護保険運営委員会条例

平成12年9月29日

条例第32号

(設置の目的)

第1条 介護保険に関する施策の実施を、町民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行うため、亘理町介護保険運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定による介護保険事業計画の策定又は変更に関する事項

(2) 介護保険に関する施策及び事務事業の評価に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が任命する。

(1) 被保険者を代表する者3人

(2) 介護に関し学識又は経験を有する者3人

(3) 介護サービスに関する事業に従事する者3人

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する

2. 巨理町介護保険運営委員会名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

選任区分	選任・団体の名称	役職名	氏名	備考
介護に関し学識 又は経験を有する者	巨理郡医師会	医師	板橋 敏之	委員長
	岩沼歯科医師会	歯科医師	上原 忍	副委員長
	巨理町社会福祉協議会	副会長	岡崎 正利	
介護サービスに 関する事業に従事する者	社会福祉法人 ユニケア	理事長	佐藤 吉信	
	社会福祉法人日就会 日就苑介護支援センター	管理者	森 幸男	
	社会福祉法人日就会 特別養護老人ホーム 第二日就苑	係長	菅野 新作	
被保険者を 代表する者	一般委員	-	丹羽 京子	
		-	澤田 裕輔	

※敬称略

3. 計画策定における運営委員会の経過

開催日	回	内容
令和5年7月6日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ●第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗について ●巨理町日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果について ●居宅介護支援事業所介護支援専門員アンケート調査結果について ●議題（4）第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュールについて
令和5年11月9日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ●第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画骨子案について
令和5年12月21日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ●第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について
令和6年1月25日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ●第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について

第9期亶理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行：亶理町 長寿介護課

〒989-2393 宮城県亶理郡亶理町字悠里 1 番地

電話 0223-34-1437

第9期亘理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行 亘理町 長寿介護課

住所 〒989-2393 宮城県亘理郡亘理町字悠里1番地

電話 0223-34-1437